

### 第3回臨時会会議録目次

| 第1日目（平成19年11月30日） |                                    | 頁  |
|-------------------|------------------------------------|----|
| ○開会宣告             | .....                              | 3  |
| ○開議宣告             | .....                              | 3  |
| ○日程第 1            | 会議録署名議員指名.....                     | 3  |
| ○日程第 2            | 会期決定.....                          | 3  |
| ○日程第 3            | 行政報告.....                          | 3  |
| ○日程第 4            | 報告第 1号 専決処分について（損害賠償額の決定）.....     | 35 |
| ○日程第 5            | 報告第 2号 専決処分について（調停の申立て等）.....      | 36 |
| ○日程第 6            | 報告第 3号 専決処分について（調停の申立て等）.....      | 36 |
| ○日程第 7            | 議案第 1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第5号）..... | 37 |
| ○閉会宣告             | .....                              | 39 |

平成19年第3回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成19年11月30日（金）

午前10時00分 開会

午後 2時19分 閉会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
日程第 2 会期決定  
日程第 3 行政報告  
日程第 4 報告第 1号 専決処分について（損害賠償額の決定）  
日程第 5 報告第 2号 専決処分について（調停の申立て等）  
日程第 6 報告第 3号 専決処分について（調停の申立て等）  
日程第 7 議案第 1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第5号）

○出席議員（18名）

|     |          |     |           |
|-----|----------|-----|-----------|
| 1番  | 渡辺 精郎 君  | 2番  | 窪之内 美知代 君 |
| 3番  | 酒井 隆裕 君  | 4番  | 清水 雅人 君   |
| 5番  | 関藤 龍也 君  | 6番  | 本間 保昭 君   |
| 7番  | 山口 清悦 君  | 8番  | 中田 翼 君    |
| 9番  | 大谷 久美子 君 | 10番 | 荒木 文一 君   |
| 11番 | 堀 重雄 君   | 12番 | 三上 裕久 君   |
| 13番 | 堀田 建司 君  | 14番 | 田村 勇 君    |
| 15番 | 山腰 修司 君  | 16番 | 井上 正雄 君   |
| 17番 | 水口 典一 君  | 18番 | 山木 昇 君    |

○欠席議員（0名）

○説明員

|        |         |         |          |
|--------|---------|---------|----------|
| 市長     | 田村 弘 君  | 副市長     | 末松 静夫 君  |
| 教育長    | 小田 真人 君 | 監査委員    | 八幡 吉宣 君  |
| 理事     | 谷田部 篤 君 | 総務部長    | 高橋 賢司 君  |
| 総務部参事  | 辰巳 信男 君 | 市民生活部長  | 狩野 道彦 君  |
| 保健福祉部長 | 居林 俊男 君 | 保健福祉部参事 | 佐々木 邦義 君 |
| 経済部長   | 中嶋 康雄 君 | 経済部参事   | 江上 充明 君  |
| 教育部長   | 高橋 一昭 君 | 教育部指導参事 | 早瀬 公平 君  |
| 教育部参事  | 佐藤 好昭 君 | 監査事務局長  | 山本 幹夫 君  |

|        |   |   |   |   |        |     |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|--------|-----|---|---|---|---|
| 病院事務部長 | 東 | 照 | 明 | 君 | 秘書課長   | 若   | 山 | 重 | 樹 | 君 |
| 総務課長   | 伊 | 藤 | 克 | 之 | 企画課長   | 館   |   | 敏 | 弘 | 君 |
| 財政課長   | 西 | 村 |   | 孝 | 行政経営室長 | 五十嵐 |   | 千 | 夏 | 雄 |
| 建築住宅課長 | 三 | 谷 | 文 | 彰 |        |     |   |   |   |   |

○本会議事務従事者

|      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務局長 | 飯 | 沼 | 清 | 孝 | 君 | 副 | 主 | 幹 | 田 | 湯 | 宏 | 昌 | 君 |
| 書記   | 山 | 本 | 信 | 子 | 君 | 書 |   | 記 | 寺 | 嶋 |   | 悟 | 君 |

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成19年第3回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において荒木議員、堀議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議 長 日程第3、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。議長に行政報告のお許しをいただきましたので、生活保護費の不正請求についてご報告を申し上げ、おわびを申し上げます。

このたびの生活保護費詐欺事件に関しまして、巨額の生活保護費が犯罪の温床になったということについて、大変申しわけなく、議員、そして市民の皆様に深くおわびを申し上げます。

今回の事件の概略をご報告させていただきます。昨年3月、生活保護受給者夫婦が滝川市に再転入し、それまで夫が通院していました札幌市内の医療機関へストレッチャー対応型のタクシーによる通院移送が必要であるとの医師の診断をもとに、生活保護費の通院移送費を支給し、さらに妻が昨年10月から同じく札幌市内の医療機関へ通院を行い、支給をいたしておりました。しかし、不審な点も多く、警察署と打ち合わせを行ってまいりましたが、警察署においても捜査を進めていただき、このたび詐欺の疑いが極めて濃く、滝川警察署に福祉事務所長名で11月16日付をもって被害届を提出し、11月19日と21日、当該夫婦とタクシー業者2名が逮捕に至ったというところであります。巨額の被害が想定されますことに極めて強い憤りを覚えますけれども、しか

し長期間にわたって一般常識からかけ離れた巨額の公費を支出し、行政への信頼を大きく揺るがせたことはざんきにたえません。指揮監督する立場の市長として、大きな責任があります。

今回の事件を行政執行の最大の危機と重く受けとめ、事件の経緯や事件発生の原因究明等について内部精査を行うために、11月26日付で庁内組織として生活保護詐欺事件に関する検証委員会を立ち上げました。検証の課題は、大きく分けて2点というふうに考えております。1点目は、なぜ巨額の一般常識とははるかに異なる生活保護費が長期にわたって支払い続けられたのか、どこに問題点があつて、どのような対応が必要であつたのか。2点目は、なぜ犯罪が行われる余地があつたのか、それをなぜ見抜けなかつたのか、その被害の実態と被害額への対応であります。このうち2点目につきましては、現在警察の捜査が行われておりますので、少し時間を要するというふうに思います。したがって、捜査の進展も見据えながら、1点目の課題を重点的に2カ月以内に十分検証してまいりたいというふうに思います。この検証委員会の捜査の進展状況をもとにいたしまして、あるいは2カ月を待たずにできるだけ早い時期に市民の代表の皆さん、学識経験者等による第三者の外部機関による再発防止の指導、助言、チェックを受けるとともに、議会や市民の皆さんに情報を公開して、議会や市民による十分なる検証が必要だというふうに思います。

このたびの事件、問題を生んだ組織的な欠陥を徹底的に明らかにして、あつてはならない間違つた行政行為が再び起こらないように取り組むとともに、みずからを含んでこの問題に対する厳正な措置をとっていくつもりであります。また、生活保護事務は法定受託事務であるということから、国、北海道の指導を仰ぎ、この問題の解決に市長が先頭に立って全力を尽くしてまいります。今回の事件を厳粛に受けとめ、生活保護制度の適切かつ厳正な運用に努めてまいりますので、今後ともご叱正、ご指導をよろしくお願いを申し上げ、行政報告といたします。

○議長 報告は終わりました。

この場合、過日の議会運営委員会で確認したとおり、ただいまの報告事項に限り質疑を行うことといたします。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。本間議員。

○本間議員 おはようございます。ただいまの市長行政報告に対しまして、新政会の幹事長という立場から質疑を行いたいと思います。

今回の巨額の生活保護詐欺事件、ただいま市長のほうからおわびの言葉とその後のことについてお話がありました。いじめ自殺事件に間を置くことなく、滝川市政の歴史上例を見ない事件と言えるものが連続してしまった状況だというふうに思います。今回の事件の解明と責任の所在について明らかにすることは当然のことなのですけれども、この上他の不祥事を重ねることのないように万全を期すことが重要だというふうに考えています。詳細の質疑につきましては、厚生常任委員会が頻繁に開かれておりますので、そちらのほうで行うことといたしますけれども、今回の事件に至るもとなる、ベースとなる市役所の問題点と今後の改善について、当該事件だけではなくて、市役所全般のあり方にわたって質疑を行いたいというふうに思います。

まず、1点目は、初めに2億3,300万円と当初発表された巨額な事件であるというふうにとらえておりました。大変残念なことに、昨日厚生常任委員会において、さらに3月にも120万円

の支給があったことが判明したということになってしまいました。2億3,300万円足す120万円ということで、合計2億3,420万円ということだったわけです。実は、そこには隠されたものが既にあったという状況が判明してしまったわけでございます。そして、さらにこれは領収書による支給であったということでありまして、その上4月に入っても11回領収書に対する支給があったという状況なわけでありまして、ということは、4月の11回の方は計算しておりませんが、生活保護者が仮に3月の120万円というものを立てかえていたということがあるわけです。そのお金はどこから出てきたのかというのは、明らかにだれもが不思議に思う話でありまして、どう考えても不自然な支給であります。その入り口に大きな問題があることがきのう判明してしまったわけでありまして、市役所の発表を信じた上で委員会質疑を行っていたやさきの裏切りだというふうに私も新政会は受けとめております。このことは、市役所への信頼を失墜させる行為でもありまして、もっと言うと何らかの意図があるのではと疑わざるを得ないようなことにもつながってくるのではないかとこのように考えます。このことで事態はさらに混迷をきわめるのではないかとこのように危惧しているところでございます。この事実を知った市長のお考えをお聞かせいただきたいということ。

それと、もう一つ初めにお聞かせいただきたいのが金額、1回25万円、回数、31日全部行って、朝に夕に行ったりしているということ、それから近所でもうわさになっているような生活状況、それから先ほど言いました領収書による支給ということで、だれもが異常に感じるものなわけですね。新聞でも報道されていますし、皆さん当然これは異常に感じるでしょう。そんな状況の中で、これは福祉事務所の職員だって、みんな異常だと思っていたに違いないのです。これはどう考えても、そういうふうには思わないとしたらこれこそがちょっと説明できないほどの異常だということに思いますけれども、多分異常を感じていたのではないかとこのように思います。このことは、一般常識として福祉事務所の所長が任命権者であるということに言われますけれども、実質の最高責任者は滝川市長、田村市長なのです。その市長に対して報告、相談があるということが当然の事件なのです。なのにもかかわらず、18年度だけではなくて、実は17年度からなのです。ここが完全に空白になってしまったと、何をしていたかの報告も得られないと。現場ではいろいろ指導はしていましたがよと言うけれども、決定的な措置がされていないという状況が現実にあります。そういう報告はいただけません。その長い空白期間がこの事件をさらに巨額にしてしまったということなわけですね。そんなことも踏まえながら、市長はいつの段階でどこまでこのことを知って、どのような指示を出されていたのか。

まず、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 昨日厚生常任委員会において、新たに120万円の支出が行われていたという結果の報告を受けました。本当に残念なことだということに思います。ただ、隠そうというふうに思って隠していたのかどうかということ、そうではないのではないかとこのように思います。私は、この件も検証委員会においてしっかり検証すべきだということに思いますが、極めて軽薄な面もあったのではないかとこのように思います。こういう120万円という極めて大きな額でありますけれども、これが

軽薄に扱われたとしたら、やっぱり大いに問題だという認識を持っております。ただ、ここに至る具体的な経緯はきのうの段階でまだ解明されておりませんから、なぜそうなったのかの原因を含めて、さまざま点検することは極めて多くありますので、しっかり検証していきたいというふうに思います。だれもが異様に感ずる、異常に感ずる。まことにそうだというふうに思います。その異常なことがなぜ長期間にわたって行われてきたのか、その組織的な問題は何か、そしてそういう状況から脱却するために、例えば生活保護を打ち切る、そういうチャンスがなかったのかどうかということも含めて、しっかり検証しなくてはいけないというふうにも思います。

私がこの情報を知り得たのは、副市長ともその時期を確認し合ったのでありますが、19年の2月ころではないかというふうに感じます。それは、監査委員から、巨額の生活保護費が支給されているけれども、問題があるのではないかという情報をいただいたからであります。したがって、この段階において、多額の保護費を支給しているというふうに聞いているけれども、違法な支出をしていないのかということで、秘書課長を通じて違法な支出に対しては警察と十分相談をし、問題がないかどうかということ点を点検するようという指示を出しております。この段階で報告があったのは、法律、制度的に違法なことはしていないという報告がありました。19年5月22日、監査委員から副市長に監査委員として調査をした事項について報告を受けたという報告を二、三日後に聞きました。したがって、このときも2月に指示をしたということもありますから、違法な支出がないのかどうかしっかり点検してほしいということを伝えてあります。その後9月の7日に、保健福祉部長から文書で詳細な説明を受けたというのが経緯であります。

○議長 本間議員。

○本間議員 19年の2月に報告を受けていたと。本当はその前に知っているべきようなものなのかなというふうには思います。ただ、それは2月であるということなので、残念なのですけれども、ただ監査委員が問題指摘をしたということは相当な問題意識を持って当たっていたということが想像されますし、議選監査委員からの話なんかを聞いても、そういうふうな感覚が伝わってきます。確かに制度上問題がないというふうに報告を受けた。だけれども、金額のことは多分市長も報告を受けていたのではないかというふうに思うのですけれども、そこで金額は聞かないで異常だと聞くのはおかしいと思うので、だとしたときに、先ほどの制度上合致しているけれども、常識ではないということに対しても市長のそこら辺に対する感覚というのがどうなのかなと思わざるを得ない。例えば制度に合致していて、それを支給せよと迫られた場合に逆にとられてリスクをしょわなければならないわけですよ、行政は多分、委任事務です。ただ、リスクを覚悟した決断というのは、多分選挙で選ばれた市長しかできないのではないかなというふうに感じています。そのことは、福祉事務所長ではなくて市長の仕事なのかなというふうに思うわけです。制度上独立した機関ということにはなっていますけれども、だけれどもそういうふうに思いますし、またこのことばかりではなくて、市長の決断を要する事項というのはほかにもたくさんあるわけです。市長の決断を経なければ進めていけないことっていっぱいあるわけです。そういう局面というのが実はあるのです。ただ、いろんなものを見てきましたけれども、なかなかその報告がスピード的にスムーズにされないと、それからどこかでとまって非常に風通しが悪いという状況を感じたりします。あえて不利なこ

とは報告、相談しないというのが割と大きな組織というのは当然あるわけでありまして。その要因とその解決策。それと、2月の時点で市長はなぜ的確な指示と現状思われる状況まで至らなかったのかというふうなことについてお聞かせいただきたい。

それと、もう一つ、関連しますが、タッグ計画を進めてまいりました。22年にはまだ黒字化できないだろうという見込みを発表されて、さらなる財政改革をしなければならないというふうに言っています。そして、市民委員会を設置して、市民にもご足労願って委員会をやったりしているわけです。また、非常に今経済状況は滝川市の中で悪いです。本当に市民は困窮している状況があります。そんな中で、とにかく市民は滝川市が好きだから、一生懸命協力するのです。我慢しているのです。だからこそ、今回の事件というのは根深く記憶に残る、腹の底にたまるというのですか、何か忘れられない事件になってしまうのではないかというふうに思うのです。ですから、特に今進めようとしている財政改革に対する影響というのは、多大なものがあるのではないかというふうに感じるのですけれども、このことに対する市長の対応に対する考え方、再質疑はこの2点をお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 その段階でなぜ市長としてもっと強い指揮監督権を発動しなかったのか。そういう意味では、私も大いに反省をいたしております。心のどこかに法定受託事務を委任しているという浅はかさがあつたのではないかという反省もいたします。そこら辺も含めて、どういう段階において担当する者が、そして担当する組織がどうあるべきであったのか、どこに問題があつたのかということについて、先ほど申し上げましたように徹底的に洗い出して、この際うみを徹底的に組織論を含めて出さなくてはいけないというふうに思います。やはり古い体質というのがなかったのかということも問題解明の大きな点になるというふうに思います。後手に回る、前例を踏襲する、問題を先送りする、そういうことが組織的にもなかったのかどうか、私自身の気持ちの中にもなかったのかと、そういうことをみずからを含めて厳しく点検するつもりであります。

タッグ計画に関する点であります。私は、市民の皆さんは怒りを超えているというふうに思います。失望したというふうに感じていらっしゃるのではないかと。私は、この失望をいかに、私たちが問題点の究明とその問題解決にいかにか立ち向かっていくのかという姿勢を通じて市民の皆さんの信頼を回復したいというふうに思っております。ぜひとも厳しいご叱正の中にさまざまなご意見をいただき、滝川市始まって以来の行政的な大変な危機でありますので、しっかり乗り越えるためにもガラス張りの行政が必要だというふうに思っております。

○井上議員 本間議員。

○本間議員 この質疑は再々質疑までということ、もう一回しか聞けないという状況になっていきますけれども、そのように段取りする中で進めていきたいと思っておりますけれども、今市役所の問題と、また市民に対する責任ということでお話しいただきましたけれども、まず市役所の全体のベースにある問題点についてちょっと話をしていきたいと思っておりますけれども、やっぱり仕事というのは結果がすべてだというのは、自分なんかは商売やったりしているので、本当にそういうことに立ち向かわされているわけでありまして。結果のよしあしとそこに至るスピードというのが大事なのです。今

回職員のベースアップを見送ったということがありました、そのようなスピード、市長と市職労の決断のような状況判断とスピード、そうしたスピードが求められているのではないかというふうなことです。先ほど市長が触れられましたが、先送りの体質です。それから、いろいろ市役所とつき合っていると、つき合いが深くなると、とてもいろんなことが気になるのです。物すごく議論は繰り返すのだけれども、なかなか結論が出ないのです。しょっちゅう議論しているのだけれども、結論が出ないのです。そういうことだとか、例えば仮に結果が出なくても、こうこうこういう理由なのだということのせいになっているのです。例えば他の人のせいにするとか、他の部局のせいにするとか、そういうことって結構あるのです。それがだんだんなってくると、できない理由づけが非常に上手な感じがするのです。そのことに物すごくたけていて、それを先にやろうとするのではないのかなとさえも思うことがあります。それから、責任の所在というのが、先ほども言われましたけれども、とてもあいまいなのです。縦の組織の中でもあいまいです。例えば自分たちだったら、不正を行われたお客様がいたというときに、現場は一生懸命対応するけれども、最後は社長が行って何とかするのです。それは、当然なのです。大きかろうが小さかろうが、そういうことなのです。その途中の部長でも課長でもいいのですけれども、それぞれの職責にすべて任せるということではなくて、やっぱり縦系列でしっかり解決していかなければならないのではないかということだとか、そうしたようなさまざまが具体的に言うと思うのです。そうしたことを先ほど市長も言われました。このことについてはもう一度聞きませんが、このことは今回の1年間の空白につながった大きな要因だというふうに思いますし、それから変な言い方ですけども、2度あることは3度あるというのはおかしい言い方かもしれませんが、本当にもうこのような不祥事が二度と起きないようにするためにはここを直さなければならないということをやむを得ずしっかりとご認識をいただければというふうに感じています。

最後の質疑ですけども、よく市長が使われる言葉の中に国の制度に準ずるといふような言われ方をすることが答弁の中にもあったりするのです。実はすごく違和感を感じるわけです、自分なんかは。そういうことではないのではないかと。それが原因ではない。それは目的でもないし、理由でもないのではないかというふうに思うことがあるわけです。そのことというのは、さきほどちらっと市長は触れられましたけれども、それも事件の遠因になっているのではないかなというふうに思います。今回の異常な金額と回数と一般常識との乖離ということ。そうしたものが出てきました。さらに、こうしたことを国の制度を隠れみにしたり盾にしているのではないかというふうに思われても仕方ない部分もあったりするということもあるのではないかと。今回個人情報という話がありましたけれども、個人情報を保護するということを、これは法律なのですけれども、解釈はいろいろあるわけです。だから、今回一生懸命出そうとされていた。だけれども、先行して札幌はもうちょっと進んだことを出されたと、いち早く。それもまた一つの危機管理なわけです。だから、そうしたことについてもきのう随分厚生常任委員会の中でも出ていました。だから、そうしたことを逆に、一生懸命やろうとしているのだけれども、隠れみにしているのではないかということにもなりかねないわけです。それが全般的に、このことが制度と戦わない余り要するに市民生活に影響をもたらす、市民生活の乖離をもたらすということにつながりかねないというか、つながって

いるのではないかという部分も細かい部分も含めてあるのではないかというふうに思います。地方自治というのは、どういうものなのだと。確かに国との関係もある、委任事務もある、法律との関係もある。だけれども、独立したものであるというふうにやっぱり考えるわけです。その上でどうしていくのだというふうに私は考えなければならないのかなというふうに思うのですけれども、市長が考える地方自治の精神という部分と、それから市役所のあり方についてお尋ねいたします。

この後多分発言は許されないとしますので、最後に、今のお答えをいただきながら、もし足りない分があったら次に出られる議員の皆さんに再質疑していただきたいですし、それから事件の早期解明と再発防止というものに対しまして、本当に市長を先頭にして精いっぱいやっていただくことをお願いいたします。

○議長 市長。

○市長 今回の事件は、特殊な事件であります。しかし、出来事は特殊ですけれども、それを生んだ原因は特殊かという、必ずしもそうではないと。そういう意味では、その原因を根本的に検証してなくさない限り、大きなことであるか小さなことであるかは別にして、同様のことが起きる素地はある。したがって、私としては、これを特殊な事件というふうに見ないで、徹底的にその根本のところを点検をして正していく必要があるというふうに思っています。

個人情報のことについてもございました。私は、プライバシーの問題はやはり重要だというふうに思いますけれども、これを理由として行政の秘密主義を貫くということは適切な判断ではないと、このバランス感覚が重要だというふうに思っておりますし、情報の開示についてもそういう基本を守っていきたい。それが法律、条例に適さないことであれば、当然改正していくことも考えながら判断をしていく必要があるというふうに思います。

私は、市長になってからずっとスピードの遅い行政ということで提案をし、そのつもりでやってまいりましたけれども、しかし自分みずからがそうではない面も多いということには改めて強く反省をするところもただいまの質疑に多いというふうに思います。あつてはならないことを何度も繰り返す、そういうことがあつてはなりませんから、先ほど行政報告申し上げましたように組織最大の危機と受けとめて、しっかりと問題を点検し、点検したことはスピードを持って確実に実行する。そういう実行ができたのかどうかということも含めて、また皆さん方の点検も受けるというふうにしていきたいというふうに思います。

地方自治は地方自治の本旨をもってしっかりとやらなくてはいけないというのは、当たり前のことであります。地方分権改革も国との関係は対等であると、現実にそうなっているかどうかということは別にいたしまして、その方向に強く歩みを進めています。したがって、地方自治の本旨である団体自治と住民自治、この2つに対して行政がしっかりと運営していけるのかどうか、地方分権改革に沿った組織のあり方論、私たちの能力や判断、そういうものが本当に地方分権改革に合った意識を持ってやっているのかということについても十分考えながら、個人の能力開発とチームとしての仕事、全体の組織機能を見直す必要があるというふうに思っております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 市民クラブの荒木でございます。会派の幹事長という立場で、行政報告に対して質疑

を行いたいというふうに思います。

昨年の問題に引き続き、ことしも現在このような状況になったことに対し、大変憂慮すべきことというふうに思っております。私自身今年の11月まで市職員という身分でありましたことも含めて、非常に複雑な思いを持っております。市長は、先ほどの行政報告におきまして、指揮監督責任を重く受けとめ、みずからを含め厳正な措置をとるというふうに述べられました。そこで、率直に伺いますが、この一連の事件に対して、市組織という立場から一番責任が重いと考えられるのはどなたかというのを率直に伺いたいというふうに思います。

それから、2点目に検証の観点から伺いたいというふうに思います。11月26日付で検証委員会を内部に設置をされました。しかしながら、その設置手法自体に、市民の間から検証への意気込み、意欲が感じられないと、そういう批判があるのをご存じでしょうか。例えば民間の不祥事事件では、直ちに第三者の検証組織を立ち上げるのが珍しくありません。そのようなお考えが念頭になかったのかどうかをまず伺いたいというふうに思います。

それから、3点目であります。一連の記者会見等で、生活保護制度上からは問題はなかった、あるいは事務処理上も問題がなかったというご発言がございましたが、改めて伺います。市の事務処理上あるいは制度の運用上と言ってもいいかもしれませんが、誤り、問題がなかったかどうかという認識について、現時点でご認識を伺います。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 この問題に対する最終責任は、法定受託事務として受けている滝川市長にあります。最終的な責任は、私が負うべきものであるというふうに思います。

検証への意気込みが感じられないということでもありますけれども、第三者機関の外部機関、これはできるだけ早く立ち上げなくてはいけないという認識を持っております。それは先ほど申し上げたとおりであります。2カ月間の内部検証、その期間を待たずに、できるだけ早く立ち上げたいというふうに思っておりますが、先ほど申し上げました大きな問題点2点のうち1点についてはただいま警察の捜査が進んでいるところでございます。少し時間かかりますから、これを待たずに、先ほど申し上げた1点目についてはできるだけ早く点検、確認をして、第三者の外部機関にチェックをしてもらう、再発防止のために何をすべきかということも含めてご意見をいただくつもりであります。内部委員会というふうに言っておりますけれども、構成メンバーの中には顧問弁護士も入っていただいて法的なチェックもやっていただくということを進めておりますから、内部、全く内輪だけのものかということ、そうではないことを付言しておきたいというふうに思います。

運用上に一般常識では考えられない、そういう保護費が支出されたということでもありますし、しかもそれが犯罪につながった、そういう可能性が極めて大きいと。これは捜査を待たなくてはなりませんけれども、そういうことでもあります。運用上に明らかに誤りがあったから、こうなったのではないかというふうにも思います。そこら辺の点検もしっかりやらなくてはいけないというふうに思います。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 1点目についてでございますが、一番責任が重いのはみずからだということ語られ

たのは、私はよかったとは思いますが。ただ、現状を見る限り、厚生常任委員会での追及も含め、所管、福祉事務所が大変な追及を受けている現状にあります。私は、これまでの関係職員に責任がなかったとは言いません。ただ、その関係職員は、不正や犯罪を犯したわけではありません。恐らく、これは私の推測ですが、片倉容疑者夫妻が札幌から再転居してきた平成18年3月以降、この一連の問題に関してかかわった職員すべてがある意味じくじたる思いをされながら苦悩されてきたのだというふうに私は思います。それで、異常に違和感を覚えるのは、例えばマスコミの対応に対して、査察指導員である主査がテレビに映り、そしてその対応に追われると。通常そういうことがほかの自治体、あるいは民間でも同じですが、そういう対応自体が組織としておかしいのではないかとというふうに私は思う。そのお考えについて1点、そういう状況の対応についても伺いたい。

それと、検証について、第三者の検証委員会を直ちに立ち上げると、内部といいますか、先ほど設置した検証委員会に迫って。私がそこで疑問なのは、先ほど第三者の検証委員会は再発防止及び指導、チェックを受けるための組織だというふうに申し上げられましたが、あえて内部と言いますが、内部に設置した検証委員会の結果が第三者の検証委員会でチェックできる機能になるのかどうかということをお伺いをします。

○議 長 市長。

○市 長 私は、最終責任は市長にある、これは当たり前のことであります。しかし、その過程において、それぞれの職責に応じて説明責任は必要であるというふうに思います。そういう立場から、説明責任を果たしていくということもまた必要なのではないのでしょうか。私が常に職員に申し上げているのは、市長に対して責任を持って仕事をしてほしいと、そしてそのことに関する市民に対する責任は私にあるというふうに申し上げてまいりました。その考え方は、変わりはありません。市民に対して最終的責任は私が持つという基本的な立場で今後もしっかり対応するつもりであります。

それから、第三者機関につきましては、再発防止の指導助言、チェックを受ける、そしてしっかりと情報を公開するというのを行政報告で申し上げました。そのためにも、何があったのかということやちゃんと点検をしないといけない。極めて異常な事態でありますし、なぜこんなことになったのかということや急いで点検をしないといけない。そういうことから、まず急いでやるべきことはそのことであると、そしてそのことが完全解明と言うに至るかどうかはわかりませんが、ある程度説明できるような早い時期において第三者機関をお願いをして、そしてご審議をいただくというふうな手続をとるとするのは必ずしも誤った判断ではないというふうに思います。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 内部で例えば時系列を全部整理するのだと、その考え方は私はすべてを否定しません。ただ、私が再質疑でお聞きしたかったのは、その部分を第三者がさらにチェックする担保をどういうふうにとるのかということをお聞きしたかったわけでありまして。つまり、情報を公開するというふうに申し上げられましたが、そうなればすべて先ほど申し上げられました情報公開、要するに個人情報も含めてすべてさらけ出すのだということを確認してよいのかどうか。

それと、さらに申し上げるならば、私は弁護士さんも入る内部の検証委員会は相当真剣に真摯に

検証されるのだというふうに思います。そう信じております。ただ、それがどんなに死に物狂いになって検証しても、恐らく評価がされないのだろうという予測をしている。つまり、先ほどに戻りますが、こうこうこういうふうにして第三者の検証組織は、例えばその委員の選定の方法からもういう方法をとりたい、そしてすべてきちっと内部検証委員会の内容を検証させるすべを担保するという事を申し上げられるかどうか、最後にお伺いをします。

○議 長 市長。

○市 長 第三者の外部機関は、弁護士、生活保護制度に詳しい有識者及び今回の事件、出来事に関して深い関係を有するというふうに思われる機関及び市民代表というふうに考えております。そして、それは内部における検証をしっかりとチェックしていただくに足る、そういう外部機関でなければならないというふうに思います。

○議 長 三上議員。

○三上議員 公明党の三上でございます。先ほど2人の方が質疑されておりますけれども、若干重複するかもしれませんが、よろしく願いいたします。今回の事件、生活保護の移送費制度を悪用して巨額の補助を引き出したこの事件なのですが、市民には多大なる衝撃と怒りを与えたということは、市長も先ほど来の答弁で理解されていると思います。滝川市は、行財政改革を通してさまざまな見直しをこれまでやってまいりました。その中で、市民にも負担増をお願いしてきた。そういった中での今回の事件、本当に市民は憤りを感じております。当初からこの事件は事件性があると予想されていたと私は確信しております。そういった中で、水を垂れ流すがごとく血税を搾取され続けた。この事件に本当に市民は今怒りが爆発です。そういったことで、今回3点質疑させていただきます。

先ほど市長、副市長は、今回のこの事件に事件性があり得るということを19年2月に監査委員から報告を受けられたと答弁されておりました。仮にその時点で指示なり警察に届けるなりした場合に、3月から10月までの2人に移送費を支払った総額が何と1億4,255万円になるのです。この金額、莫大な金額を防げたのです。ただただ搾取し続けられたのです。2月に動いていれば、その点についてまず1点質疑いたします。

それと、2点目なのですが、この事件を通して、市民もそうですが、議会も、本当に役所というのは危機管理体制ができていないと痛感させられました。そこで、お聞きしますけれども、市長への報告、相談というのは本当に下から上がってきているのでしょうか、それとも上司には報告しなくてもいいという、滝川市役所にはそういう土壌があるのでしょうか、この点について伺います。

最後、3点目なのですが、市長は常々この事件の全容が解明されたならば、何らかの責任をとっていくというようなことでお話しされておりますけれども、その責任なのですが、市民は減俸、減給、降格、そういった今までやってきた手法では納得しないのです。その点について伺いたい。

それと、もう一点は、過去にもう退職されている職員についてまで、前任の職員についてまでこの責任を及ぼす、とらせるという覚悟があるのかどうか、市長の見解を伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1点目については、ご指摘のことはもっともであります。そういう意味では、2月の

段階でもう少し危機感を感じて指導監督をしっかりやっておくべきだったという結果的な反省をいたしております。

問題は、報告しないという体質があるのではないかとありますが、私はそうは思っておりませんが、結果として大なる甘さがあったというのも事実だと思います。この間何にもしてこなかったのかということであれば、何らかのことをやってきたわけであり、生活保護を再開するときも、いろんな状況の調査を関係機関も含めてやっているわけであり、その一つ一つに徹底さを欠いたということも私を含めてあるという反省を持たなくてはならないというふうに思います。安易に判断をするということではなくて、今後ともそれぞれの意思決定段階における徹底さ、そしてチームにおける意思決定、こういうこともまた極めて重要だということにも思います。

責任はどうするのかということで、処分に関するご質疑に言及されたのかなというふうに思います。この問題、全容解明に至るかどうかは別にいたしまして、補助機関というか職員の責任問題については、それが対応のできる状況になったときには定めに従って厳正にやっていきたいというふうに思いますし、私の場合は定めのないわけでありまして、そういう意味ではみずからを極めて厳しく戒めながらみずからの責任のあり方を考える必要があるというふうに思っております。

やめた職員を含めてやるかどうかということについては、これからの課題でありますから、それも含めながらどういう対応が必要であるのかということを検討していく必要があります。

○議長 三上議員。

○三上議員 それでは、再質疑させていただきます。

厚生常任委員会では、警察に正確に届け出たのが6月ということで聞いております。私は、警察に相談なり届けた段階で委員会なり議会に報告すべきだったと思いますけれども、報告できなかったのはなぜですか。

それと、もう一点、この時期というのは、滝川市立病院の建てかえ問題についての議論が盛んにされていた時期でございます。6月、そして9月には実施設計の予算をどうしても通さなければならぬ時期だったのです。ですから、この搾取事件を公にできない理由があったのではないですか。その辺の背景を説明ください。

○議長 市長。

○市長 不審な点も多いということから、生活保護ケースワーカーは警察とできる限り情報交換をするということにしているわけであり、この件に関しては不審な点も多いということから、いろんな意味で情報交換をしていた経緯があるわけであり、警察としてもその結果6月に入って捜査をするという状況になったわけであり、捜査を開始すること自体を重大な問題として受けとめて、議会に説明をする必要はあったと。そういう意味では、ご報告を申し上げなかったということが問題なわけであり、捜査が始まって数カ月を経て、その事件性が明らかになり、逮捕者が出たと、こういう過程の中で議会に説明をして公にすることが果たして適切であったのかどうかというのは、警察の捜査ということもあるわけであり、逡巡していたということも事実ではあります。しかし、重要な課題がほかにあるから、このこと

を公にしなかったのかということ、決してそうではなくて、そういう状況にあったと、捜査中であるという状況にもあったということをお願いしたいというふうに思います。

○議長 三上議員。

○三上議員 実は、警察は昨年から動いていたのです。この問題については不信を持って、届けられる前から。ですから、警察はもうずっと前から知っていたと。そんな中で、職員が知らないわけがないと私は思います。市立病院の建てかえを抱えて、9月議会で実施設計にかかわる予算を通すまでは公表できなかったという最大の要因が私はこの事件にあったのだと思います。そういったことで、議会は全力でこの真相究明に当たっていかねばいけないし、その部分を市民に説明責任があると私は考えます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 おはようございます。この問題は、市役所が容疑者によってだまされたのではなく、市役所が市民及び関係機関をだましていたのではないかと、このようなことを既に報道されると、こういう状況になっています。こういう中で、既に4回の厚生常任委員会、そしてきょうの質疑ということですから、検証委員会を待たずとも、早い段階で市長のご決断が行えるように徹底的に私もきょうお聞きをしたいと思います。

まず、1点目、人事の委任と掌握についてです。これについては、容疑者夫妻が17年5月2日に札幌に行っておりますが、それ以前は余りさかのぼらず、17年度以降ということでお伺いいただきたいのですが、つまり前助役さん、そして昨年の4月からは副市長さん、こういった前任者、現任者も含めてお伺いをしたいと思います。まず、第1点目です。前助役に容疑者が実際に会っているという証言がいろいろ出ております。前助役が会ったということ市長はお聞きになっているかどうか、まず1点目にお伺いしておきたいと思います。

2点目です。福祉事務所長との関係ですが、福祉事務所長はこのようにおっしゃっております。老人福祉や障がい福祉も同じように委任を受けている。しかし、市長に報告するのは制度変更などのときで、個々のケースについては報告はしないと。つまり副市長も含めて、福祉事務所長は報告をしないというご答弁をしております。この2年間ぐらい、本当にそういうことで個々のケースについては報告を受けていないのか、お伺いをしたいと思います。

次に、会計管理者との関係です。会計管理者は、支出の出口の責任者であります。しかもこれは、収入役の時代とは違いまして、市長の完全な管轄下、管理監督下にある職務です。この方からも全くこの2月まで報告を受けていなかったのか、これについてもお伺いします。ちなみに、会計課は、18年3月から福祉事務所から支出命令書とそれに添付された形での介護タクシー会社からの請求書及び病院の通院証明、これらを全部チェックしております。ですから、福祉事務所と同じような時期からこの巨額支出を知り得た立場であります。現管理者は昨年の4月からですが、現管理者はいつお聞きになったのか、そういう形でもお伺いしたいと思います。

次に、財政所管との関係です。厚生常任委員会で福祉事務所長は、予算協議については副市長協議及び市長協議がないと、このように答弁をされています。しかし、17年度医療費は7億4,6

30万円でした。これが18年度決算では8億6,520万円、前年度比1億8,091万円、16パーセントふえています。これについては、副市長協議もないので、財政課の担当及び主査に伝えたと、協議をしたと言っております。市長は、19年度予算編成に当たって、財政課からこのような異常な支出増、財政課には移送費がふえた、つまりタクシー代がふえたのだということも福祉事務所長は伝えているということですから、財政課からの報告もなかったのか、これについても伺います。

次に、監査委員からは2月ということですが。その際に監査委員から副市長に渡された監査報告書を市長はごらんになられたでしょうか、見たか、受け取ったか等について伺います。

それと、この巨額タクシーの事実を職務上知り得ている職員というのは、私計算してみたら福祉事務所の生活保護の担当から決裁者含めて、前任、後任合わせると9人掛ける2、そして所長ですから10人で20人、会計課は11人、さらには監査委員会事務局で6人、このように計算していくと職務上知り得ている方だけで職員の数35人以上いるのです。これだけ多くの職員が昨年3月、4月から職務上知り得ていたこの巨額タクシーの問題について、監査委員から報告を受けなければ本当に市長の耳に伝わっていなかったというのは、私はあり得ないことだと、あり得ないことが起こったのだと、それほど滝川市役所は副市長や市長に物が言えない職場だということなのか。大勢の職員が知っていたことが伝わってなかったことが事実なのか、確認をしたいと思います。

2点目は、知ってからの行動です。監査委員から監査をするということで2月に報告書を受け取っているわけですが、その後庁議で話題に出したか。毎月2回行われる部長以上の出席による庁議で話題に出したかが1点目です。さらには、福祉事務所からの随時定期の報告をこの2月以降受けているかどうかについて伺います。

大きな3点目は、市長が知った時期について。厚生常任委員会は4回行われています。しかし、ころころと変わっております。1回目の厚生常任委員会は18日に行われていますが、福祉事務所長は副市長には春ごろ、市長には夏ごろ報告した。もちろん監査委員がこれを副市長、市長に報告しているということは事務所長ご存じで言われた答弁です。次は、その次の次、つまり3回目の厚生常任委員会、このときは5月22日、監査委員会から報告書が副市長に渡された。翌日には市長に報告された。つまり市長が知ったのは、夏から5月に早まったのです。そして、きのうの厚生常任委員会では、2月に監査委員から報告された。この問題は、福祉事務所長の答弁がどうだということではないと思うのです。今この問題の最高責任者は市長です。市長がいつ知ったかというのは、もっとも大事なことなのです。市長は、この問題について副市長と私が初めて知ったのはいつだということの打ち合わせ等をきちっと行ってきたのかどうか。ころころ変わるこの答弁についての評価についても伺いたいと思います。

大きな4点目ですが、公明党の三上議員は1億4,000万円、私も3月以降だけでも1億2,000万円だというふうに思います。警察の捜査でいわゆる詐欺罪等が判明する、こういう市民、国民にとっての利益はあります。しかし、この捜査が続く限り、当時もう1カ月に1,600万円、1,700万円、こういった支出が続いているのです。犯人が詐欺罪で捕まることを重視するか、それとも毎月の1,600万円、これを大事にするか、この判断は2月にできなくても3月、4月

にできたはずだというふうに考えます。そのような判断の仕方を考えたことはなかったのか、お伺いをします。

大きな5点目は、18年4月の人事異動です。18年3月12日、札幌で保護が廃止になり、3月13日、翌日にはこの容疑者世帯の生活保護申請を受理しています。私もこれまで何十人、100人とは言いませんが、生活保護申請の相談を受け、かかわっていますが、即日受理というのはまさに異例と、しかもこれだけ、先ほど市長が申されたように再保護を受けるときは徹底的に調査云々したと言う割には即日受理ということは驚きの答弁ですが、そのことは別として、このとき福祉事務所長がかわりました。前事務所長は外郭団体に派遣されました。福祉課長も交代です。福祉課副主幹も交代です。生活保護のチェック役である査察も交代されました。そして、この容疑者についての担当ケースワーカーも3月と4月でかわっています。前任者は、道の機関に派遣をされています。こういう中で3月の120万円の領収書、この支出について福祉事務所長によく決裁ができましたねと、このような質疑をすると、福祉事務所長は部下に聞いて判断をしたと、このような答弁をされています。この時期新しい福祉事務所長は、大変新しい困難をきわめたのではないかと、判断、また事務の執行に。このとき、こんなに困っているのだということを副市長や市長あるいは人事担当、総務部長、総務課長、何とかしてくれと、全員かえられたら仕事にならぬと、こういったことで総務部長、副市長、市長は人事という点で報告を受けていなかったのかについてお伺いします。

次に、暴力団関係者との関係の問題です。報道では、資金が暴力団に流れている。ここが今警察の捜査の中心になっているというふうに聞いています。そして、福祉事務所でも、5年以上前に組員だったと、元組員というのは5年以内のことを言うのだという答弁ですから、逆に言えば5年以上たっているということを知っていた、把握していたという、裏を返せばそういう答弁だったのですが、暴力団関係者であるという、こういう事例で市役所内で具体的に個々のケースで徹底した対応の仕方について対応、協議、研修等されているのかについて伺います。

以上。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 容疑者が前助役に会っているのかどうかと、市長は知っているのかと、厚生常任委員会の段階でいろいろご質疑があったと。現副市長は会っていないという報告は受けておりますが、私からまだ直接前助役に会ったのかという確認はいたしておりません。あるいはいたしているかもしれませんが、全容を調べる上には検証委員会での検証が必要だというふうに思います。保護の決定、それから実施については、委任事務でありますから、市長に報告があるということはありません。問題になったときに、例えば不服審査が行われるとか、こういうことについてはその結果について報告のあることもあります。個々のケースの決定、実施について市長に報告が行われるということはありません。

多くの職員が支払いを含めてかかわっていた。なぜわからなかったのか、わかっていたのではないか、そして放置したのではないかという疑念であります。果たして本当にわかっていたのかどうかと、案外監査委員さんがずっと時系列的に調べてみて、初めてその全貌がわかってくるという面

もあったのではないかと。そういう意味では、それぞれチェックが足りないのではないかということについては、大きな問題点だというふうに思います。そういう意味では、やっぱり縦割りだという問題が大きくなるというふうには思います。会計管理者からの報告は、ありません。

財政所管の予算協議という関係であります。それは厚生常任委員会で説明をしているとおりであります。制度が変わることによって保護費の支出が大きく変化していく、そういうことについては当然予算協議がなされるわけでありまして。母子加算の扱いがどうなる、こういうことについては行われるわけでありまして、いわば経常的なものについてはトータルの結果、予算を組んだ結果の報告が副市長と市長に行われていくということになります。それまでは、経常的なものについては財政所管が予算協議を行っていくということでありまして。

監査委員からは、2月に先ほど申し上げましたようなことで多額の生活保護費の支出があるという情報はもらっております。その結果、先ほど申し上げたような指示をしたということでありまして。これは、春もしくは春以前だというふうな認識を持っておりましたけれども、副市長といろいろ協議をいたしました。監査委員さんの監査を具体的に始めたのがその時期ころからであるということもあって、年度がわりの前であるという認識から2月ごろと監査委員さんからの報告、説明があったと。それ以降、5月、監査委員さんの監査結果が出て、副市長にその説明が行われて、二、三日後に私への説明、報告があったということでありまして、夏ごろというのは2段階目の情報として間違った認識ではないというふうに思います。

当時の人事異動については、保健福祉部でさまざまな大きな課題を抱えておりました。したがって、この大きな課題をどういうふうに人事対応していくべきかということは、相当時間をかけて考えた記憶があります。管理職も、それから担当職員もごっそり動かすということは、やっぱり行政執行上問題を生じますから、やりません。しかし、管理職が重点である、あるいは係職員が重点である、そういうことはあり得るわけでありまして。しかし、この結果、人事異動上当時大きな問題があったという報告は受けておりません。ましてや、このようなことがあるから動かしたのではないかという疑念も一部にあるようでありましてけれども、そういうことは全くありません。

暴力団と生活保護の受給世帯とのかかわりについては、入る段階で警察の情報をチェックをすると、警察にもチェックしていただくということをやっております。したがって、入り口時点で暴力団員であるということはないわけでありまして、そういう意味でこれまでの議会にもそういうご報告を申し上げてまいりました。個々のケースということについては、ケースワーカーだけの判断では当然なくて、ケース検討会議が行われて、問題については査察指導員に相談を持ちかけて、しっかり指導していくと、そういう体制の中でやってきたわけでありましてけれども、本当にこういう事件が起きてみると、適切だったのかどうかというのは大いに反省しなくてはならないところだというふうに思います。

具体的に何点かまだあったというふうに思いますので、足りないところは、補足するところがあったら保健福祉部長からご答弁を申し上げます。

(「庁議」と言う声あり)

○市長 庁議に対して、このことに何らかの報告がなされたという記憶はありません。私は、

今回のこの事件が発生して、これに対する対応をどう進めていくのかということ職員に指示をし、そのことについて庁議については報告をいたしておりますけれども、当然こういうことがほかのことで起きて困るわけでありますから、そういう面も含めて、これが特殊な事件であるという視点ではなくて、その原因は何か、そしてほかにその原因があるのであれば同じことが起きる可能性があるわけでありますから、そういうことについても十分チェックをやっていかななくてはならないということについては、この事件が明らかになり、逮捕された以降において庁議で話をしたという経緯はあります。

(「2月以降、福祉事務所から定期、随時の報告を受けるような体制でしたか」と言う声あり)

○市長 指揮監督権があるわけでありますから、この段階では、2月の段階で定期的に報告を受けるといような指示はいたしていません。率直に言って、こういう不正受給といような認識も持ちませんでした。その背景には、2月段階で報告を受けた。道の監査にも相談した、違法性はない、手続的には問題はないという報告を受けておりますだけに、今から思えば甘かったという反省は十分にいたしますけれども、この段階ではしっかりやってほしいという強い意向は示したわけでありますけれども、それ以上の措置はとらなかった。そういう点については、反省をいたしております。

(「警察の捜査」と言う声あり)

○議長 清水議員。

○清水議員 先ほどの答弁漏れです。それと、毎月1,600万円が減っていく、そのどちらかを優先しようという判断をしようという努力されましたか。

○市長 警察が捜査を始めた段階で、どういう措置をとるべきであったのかということだというふうに思いますが、これは検証委員会の中でも議論しているところでありますが、先ほど大きく分けて2つの問題があると、1つはなぜ巨額の生活保護費が使われ続けたのか。これを点検して、要するにやめる時点がなかったのかどうかと、打ち切る時点というのは本当になかったのかどうかと。額が適切かどうかということについても判断し直す時期がなかったのかどうかと、こういうことがやっぱり大きな検証の問題だというふうに思います。捜査を始めたという段階で打ち切りができなかったのかということも大きな問題だというふうに思いますから、ここら辺のこと、さまざま問題点があるのでこういうことになっているというふうに思いますから、それは徹底的に市長としては打ち切れという、もしくはそれに関するような調査を具体的に進めるという具体指示はしていないだけに問題が長引いたという反省も持っておりますけれども、一方では警察の捜査が進むということで安心感を持ったというのも事実であります。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほど暴力団関係の対応について研修というお話がございました。私のほうからお答えをさせていただきますが、まず暴力団に関しましては道のほうでマニュアルが出されておまして、それに基づいた対応がされております。また、研修につきましては、私厚生常任委員会でも申し上げましたけれども、他の自治体との情報交換については近隣とは行っておりますけれども、

いろんなケースを把握している札幌ですとか旭川とか、そういったところにも職員を派遣するなり、そういった対応について、今後そういった措置も講じてまいりたいというお話をさせていただきました。ぜひこれを教訓に、そういった研修についても積極的にやってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 それでは、再質疑を行います。

まず、1点目です。会計管理者から報告はないのご答弁でした。これだけの問題がありながら、要するに現段階まで一度も会計管理者から報告がない。あるいは、9月ぐらい以降の打ち合わせで会計管理者が報告すると、これは当然な話だと思うのです。いずれにしても、監査委員が報告をした。それ以降も市長が動く前に報告をしないような会計管理者が今回の検証委員会に参加をすると、しかもこの検証委員会の中では会計の部署は会計管理者のみです。検証委員会のメンバーとしては、私はふさわしくないというふうに思います。

そして、2点目は、副市長も2月に知って、判断を迷ったりいろいろされたのだらうと思います。しかし、いつ判断すべきだったのかとかということが大事な問題になる検証委員会で、副市長もメンバーとしてはふさわしくないのではないかとというふうに考えますので、先ほど荒木議員が求められた、当然ここまできたら最初から第三者の委員会、ワンテンポ置くのではなくて最初から第三者ということが望ましいし、並行してやられるのであっても、副市長、会計管理者は私はふさわしくないのではないかとというふうに考えますが、市長のお考えを伺います。

そして、先ほど35人以上が職務でかかわっているにもかかわらず市長に伝わってこなかったということについて、市長は監査委員が時系列で調べて初めてわかるというご答弁されました。きょうは、もう既に4回の厚生常任委員会が行われ、私たちも全委員が協力してたくさんの資料請求をして、やっと全貌がわかってきた。先ほど本間議員からも、きのう初めて120万円の領収書が出てきたことがわかったと。こういうときに、今のような市長の認識ではまずいと。例えば19年8月あたりの請求書、これ会計課の職員の皆さん見ているのです。1日に1人が65万円とか55万円、しかも1日から31日まで毎日札幌へ通っているのです。この1週間分ずつ来ているのですから。監査委員がわざわざ時系列的に調べなくたって、この請求書1つでもう時系列ですよ。ですから、今の段階で市長がこの問題は何か複雑な、よく調べないとわからないような問題だというふうにとらえられていること自体が本当に信じがたい。市長としての職務が本当に果たされるのかなという思いにもなるようなご答弁だったのです。もう一度伺います。これほどの情報が35人以上、なぜこういうことが市長の耳、副市長の耳に伝わらない市役所なのか。これは、何かシステムを変えればよくなるとかということではなくて、私はやっぱり市長はご存じだったのだらうと。こんなこと伝わらないわけではないのです。私先ほど福祉事務所から会計管理者から、財政課から35人からいろいろな挙げました。いろんなルートで、あるいは警察ルートで入っているかもしれないではないですか。本当に2月以前は、市長、副市長は全くご存じなかったのか。そして、3月は元暴力団関係者が滝川で再保護という状況で、そういった人物が滝川で保護を申請したという、そういう

ところでも副市長、市長に一言ぐらい耳に入ってもいい。本当に2月以前は耳に入らなかったのかということをもう一度お聞きをしたいと思います。

それで、監査委員の報告は読まれたというふうに私受け取っておりました。しかし、不正支給の認識はないと。読まれたら、不正支給の認識がないというのはちょっと考えられません。このように書かれています。移送費が利用者に還流しているのではと、ここまで監査委員は指摘をしているのです。これ違法性どころの話でないですよ、還流ですから。当然1日65万円出していたら、タクシー会社が全部取るのではなくて、容疑者がそれを還流するというのはだれでも考えることです。こういうものを見て違法性を認識しなかったということは、見ていなかったということなのではないでしょうか。見ても違法性を認識しなかったのか、それともよく見ていなかったのか、どちらかだというふうに思いますので、お伺いします。

そして、庁議で報告されたのか、報告もされていない、市長も報告されたのは恐らく8月以降9月とかの時期だというふうに受け取りました。市役所の組織というのは、やはり集団指導体制だと思うのです。市長、副市長さんまで含めて、情報がなかなか伝わらないのですから。十数人の部長格の方々が集まって、1カ月に2回行われる庁議に、大事な問題はそこで出すと、福祉でこんなこと困っているけれども、情報ないかと、これが市長の人員掌握、人事掌握の役割ではないのですか。先ほどは三上議員のほうから、6月というのは市立病院の建てかえ問題で、この問題が公表されれば政治的に大変な時期だったと。さて、この2月という時期はどうだったでしょうか。2月、3月、そして4月、まさに統一地方選挙で市長が2期目の選挙に臨まれると。この時期にこれが公表されたらどうなったか、これを考えると庁議に出さなかったということ自体私は市長の執行機関をスムーズに動かしていくという、そういう姿勢にちょっと不足があった。何か不足があったというよりは、やはり意図的に市長選などを考えられて、十数人の部長さんすべて市長に忠実な部下ということでもないと思うのです。そこで聞いたことは、外に流れていく可能性もある。これが市長選に与える影響は、多大だというふうに思うのです。こういう点で、庁議に初めて市長から提起されたのはいつかということとあわせてお伺いをいたします。

それと、責任のとられ方についてもお伺いをしておきたいと思います。まさに市役所が機能停止状況だというふうに思います。特殊な事件であることは、間違いありません。しかし、その事件がここまで、組織のシステム的あるいは心のきちんとしたモチベーションを持って当たり前の世間の常識を行えるような、そういう市役所とは本当に真反対にあるという状況だと思うのです。市長は、既に4年以上にわたって執行されてきましたが、それでこれです。いじめ事件のときに、3割減給に、残った7割にさらに掛ける0.7、5割の減俸をされました。賞与についても3割カットと。しかし、退職金は全額受け取られました。こういう責任のとり方では限界だと。極端なこと言ったら給料全部返して、賞与も全部返すと、そこまで至っているというふうに思うのです。今後の退職金の問題についても。そこまでの責任がもう生じているということについて、市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 検証委員会のメンバー、関係する、そういう立場にあったとしても、関係するからこ

そ、どういう判断が行われて、もしくはどういう判断が行われなくてこういう状況になったのかというのは、やっぱりしっかり検証するべきではないのでしょうか。私は、このメンバーは管理監督のそれぞれの任にあつて最も重要な役割を果たしてきていると、責任問題は別ですよ、そういうふうに思っておりますだけに、委員でありますから、どういう立場の人たちに来ていただいて状況を把握をして検証していくのかという職員はほかにも作業上必要になってきますから、必要の都度そういう職員については呼びながら、内輪で何かが行われるということのないようにしなくてはならないと、そのためにはこのメンバーが適任であるというふうに判断をいたしました。しかし、それは、それだけで終わらない。外部機関の皆さん方にも審議をゆだねるわけにありますから、そういう中でもしっかり、やっぱり内部に甘いと、内部は甘いということのないようなことが必要だというふうに思います。

2月の段階では、口頭情報であります。その段階では、何度も申し上げましたけれども、違法な支出はないのかどうかということの結果はそういうことではないという報告を受けただけに、その段階では安心したということがあります。しかし、監査委員からペーパーが示されて、副市長さんから報告いただいたときはペーパーを添えてではなくて口頭での報告を受けたわけではありますが、その後において、いつの段階かちょっとわかりませんが、ペーパーは受け取っております。ただ、この段階で警察との相談はずっとし続けておりますから、レベルは別です、し続けておりますから、犯罪性を含めてしっかりやるべきであるという改めての指示はしておりますけれども、ある意味ではそれから少し、1カ月もたっていないというふうに思いますけれども、警察の捜査が始まったということで、これは先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、捜査とは別に支給という行為そのもの自体がそれではチェックすることができなかつたのかどうかという問題点は残っていくというふうに思っております。

意識的に公表しなかったということは、全くありません。2月の段階で、そういう意味では甘いというご批判はあえて甘んじて受ける必要があるというふうに思いますけれども、こういう大きな事件に結びついていくという認識はありませんでした。したがって、意図的に、市立病院の問題があり、選挙の問題があり、だから隠ぺいしたということは全くないことをこの場合表明をしておきたいというふうに思います。

議会は神聖な場でありますから、私が知り得たことは素直に隠し看板なくすべてお話ししていると、私の心情を含めて、そのことを明らかにしておきたいというふうに思います。

市長の責任のとり方ということでもありますけれども、私は住民の皆さん方に納得のいく市長の責任のとり方ということをしっかり考えていかななくてはならないというふうに思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 庁議への報告についてのご質疑ですが、11月20日、臨時庁議で報告がありました。以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、検証委員のメンバーですが、関係するからこそ、こういう状況になったのがわかると、このメンバーが最も管理監督の重要な任に当たっている。だから、検証できるのだと言わ

れました。検証できるのではなくて、だから反省できるのだというふうに、私は正しく言えばそういうふうにするべきではないかなと。検証というのは、客観的に行う。そういう点で当事者がかわらないというのが原理原則だというふうに思うのです。当事者中の当事者、会計管理者と副市長をメンバーから外すことについて。さらに、検証委員会が終わってから第三者機関にと言われました。しかし、これまでの報告では、どうも第三者機関には今後の問題でと、再発防止策というようなことに重点が置かれるのかなというふうに私には聞こえてきています。検証委員会が行ったすべてのデータを、例えば今の厚生常任委員会での審議はどういうふうになっているかと言ったら、委員からいついつこういうことがあったかと言うと、ありましたということになるのです。聞かないと、出てこないのです。そうでなくて、第三者に対しては、検証委員会が使ったデータ、それをすべて最初の段階から第三者にお見せして、今回の検証が正しかったかどうかという検証を第三者にしてもらい、こういう第三者の活用の仕方になるのか、それともそうでなくて第三者から聞かれば出すという方式でいくのか、それとも再発防止に絞るといふような方向なのか、具体的にお伺いいたします。

次に、2月に違法性はないというふうにした。これも本当に信じがたい。監査委員からは、月額幾らだとか、そういう情報は当然そのときに伝えられているわけで、1日にタクシー代だけで夫婦で95万円とか、こういう金額を見て違法性がないというふうにしたという、金額は全く知らされていなかったのでしょうか、監査委員のほうから。最低金額だけでも知らされれば、違法性の疑いありというふうにするのが常識だというふうにするのです。金額情報が監査委員から2月の時点で与えられていたかについて伺いたいと思います。

それと、庁議の問題です。35人の職務上3月、4月からご存じだった職員の方々から耳に入らない。下からも入らないということと同時に、下の情報あるいは横の情報を知ろうというそもそもの姿勢があるのかどうか。こんな大事な問題を5月の段階、最低で私は2月の段階で庁議に出すべきだったと。5月、6月、警察に言っても、庁議に出さない。これは本当に、まさに市長と副市長と職務上知っている方たち、この方たちだけで解決していこうという考え方なのです。当事者だけで解決しようと。だから、まさにこれが隠ぺい体質なのです。隠ぺいをしないために何が必要かという、当事者以外を入れるということなのです。警察に言ったから、もう安心したというご答弁ありましたけれども、一体庁議というのは、下のほうに対する把握も全くなっていない、それと同時に庁議、つまり部長さんたちを、幹部をよく活用するという、そういうシステムとしても市長の姿勢に大きな問題ありというふうに思いますので、なぜ庁議にこの件を報告しなかったのかについて伺います。

そして、最後、責任については市民の納得という非常に一般的な、そういうのが答弁として成り立つのであればちょっと困るなど。私は、責任の量的な問題を聞いているのです。例えば去年のいじめ問題での責任は、半額の給与だったと。今回は、それを超えるのは間違いはないというふうに私たち思っています。いじめ問題での市長と教育委員会教育長との関係とは比較にならないぐらい。市長は、生活保護行政では執行機関なのです。規則でこれを福祉事務所に委任をしているのです。問題が起きたら、その規則を改正するのは簡単ですから、議会通さなくてもいいのですから、市長

が福祉事務所長を兼務したっていいのですから、副市長が兼務したっていいのです。それぐらいの責任、指揮監督責任があるわけですから、当然あの事件での責任のとり方よりも重いというふうに思いますので、もう一度、量的なことでお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 検証委員会は、先ほど何度も申し上げましたようにしっかりとやっていきます。そして、第三者委員会においては、再発の問題だけでは当然ありません。しっかりとした報告書にまとめなくてはならない。その報告書に基づいて、必要な資料があれば出さなくてはなりませんし、そしてどこに問題があったのかという検証もしっかりやっていたかなくてはなりませんし、それは単に生活保護の問題だけでなく根っこに横たわる大きな問題があるがゆえにこういう事象になってきているのだということを前提に置いて、しっかりとまたご意見をいただかなくてはならないというふうに思います。私は、第三者の外部機関がいろいろご意見をいただいたから、いただいたらその仕事は終わるわけでありすけれども、自浄作用が働くような何らかの機構が必要なのかどうかということも私はこの検証委員会の中で検証し、今後の問題としてお諮りをしていく必要があるというふうに思っております。

2月の段階で私がそういう強い認識を持てば、そして違法性のチェックと一般常識からかけ離れた保護費が支出されていることに関してさらに十全なチェックということをするれば、こういう問題にはならなかったというふうに思いますけれども、そういう意味では指揮監督の甘さというのは何度も申し上げますように反省をいたしております。ただ、この段階で、金額からいいますとどの程度だという説明を受けたという記憶はありません。極めて多額であるという説明は、受けたような記憶があります。ただし、それは極めて多額だと言っても、常識を超えるような多額な金額であるというイメージは、その2月の段階で持っていたという記憶があります。

下の情報を知り得る努力をしていないのではないかとのご指摘がありました。確かに指摘どおり、下から上へ、上から下へ、風通しが悪いことがこういうことになっているという指摘は、これも甘んじて受けたいというふうに思います。しかし、一方では、私の反省は反省として、それぞれの任務をしっかり果たしていくということでなければ組織は成り立たないし、そして長たる責任のそういう意味での重みというのも今回を通じて大きく反省をしているところであります。そういうことも含めて、検証委員会でしっかりと検証しなくてはならないというふうにも思います。

(「責任の量的に」と言う声あり)

○市長 責任、これはやはり2つあるのではないのでしょうか。これは、検証委員会の大きな課題ということでありますけれども、1つは保護の決定、そして実行、問題があるというふうに認識しつつ、なぜそれが継続されたのか、こういう過程における市長の指揮監督の責任というのは、とらなくてはならない。もう一つは、詐欺被害に遭って、もし遭ったとすれば、この被害の状況というのはどういう状況にあって、こういう被害を受けたということについて長たる責任はどうしていくのかと、この2つの責任に対して市長として市民の皆さん方に納得のいくような責任をとらなくてはならないというふうに思います。

○議長 これで清水議員の質疑を終わります。

まだ質疑は残っておりますが、この辺で休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。休憩をいたします。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時00分

○議長 長 では、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

質疑に入ります。窪之内議員。

○窪之内議員 無所属女性の会の窪之内美知代でございます。今までいろんな方たちが市長への質疑を行いましたので、私はダブらない形、またあるいは回答が不十分だった点に絞っての質疑とさせていただきますというふうに思っています。

まず第1に、市長は、記者会見でもきょうの行政報告の中でも、この問題を解決するために先頭に立つというふうにおっしゃっています。先頭の立ち方にはいろいろあると思っておりますし、多くの市民の方たちがこの問題についての怒りや不信を抱えているということもよくご存じなわけで、行政の大変な岐路にあるという認識をされているわけです。それで、私は、厚生常任委員会でも求めてきましたが、マスコミを介しての報道、またあるいはこの議会という形ではなくて、直接市民と顔を合わせて、そして市民に市長みずからが自分の責任について報告するとともに、市民の方たちの率直な意見を聞く場を一刻も早くつくるべきだと、こんなふうに申し上げてきました。まず1点目、この点について市長はどういった時期にこうした機会を設けようと考えているのかを伺いたいと思います。

第2に、この事件が起きた根深い市役所の体質や組織的な欠陥があったというふうに考えていらっしゃると思いますが、その内容がどういったものかについては今後明らかにされてくるというふうに思っているのですけれども、現時点で市長は市の職員に対して、市民との接し方あるいは対応について何らかの指示を行ったのかどうかについて伺いたいと思います。実は、こういう質疑をするのは、この事件がマスコミで大きく報道された後、朝早く私のところに電話をくれた市民がいました。それは、その前日、市役所の職員の対応に腹が立って眠れなかったと、一体どういうことなのだというので電話をいただきました。日ごろからいろんな形で市民への対応についてはいろいろ指示をされていると思うのですが、こうしたときに一層市民に対して、この事件を踏まえてどういった態度をとるべきなのか、またこの事件を聞かれた場合に職員としてどういう対応をとるべきなのかについて市長はどういった形で職員に指示をされたのかについて伺いたいと思います。したのかどうかも含めてお伺いしたいと思います。

次ですが、市民の皆様は情報を公開して、市民による検証が必要と考えておりますということ記者会見でおっしゃっています。それで、第三者機関への情報の公開についても市長は公開をしていきたいというふうにおっしゃっていますが、厚生常任委員会に出された資料は個人情報という観点から一部黒塗りがされています。知りたい情報が私たちには知らされないという状況になっていますが、本当にこの問題を検証していくために議会も、そして第三者機関も、検証委員会が検証し

た中身について第三者機関が検討するということになっていますが、先ほどの質疑の中でも検証委員会で出される資料というのは全く黒塗りがされていない資料が出されるのだと思うのですが、そうした資料をちゃんと第三者委員会に提供されるのか、また議会には黒塗りの状態がいつまで続くことになるのか、この点についても伺いたいと思います。

次ですが、被害額が確定した場合、生活保護費4分の3は国からになっています。この4分の3について、国への返還が求められるのかどうかについても伺いたいと思います。

以上です。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 直接市民の皆さん方に今回の出来事についてお話しする時期は、十分な説明ができる時期でなくてはならないと。そのために今作業しているわけで、ぐずぐずするつもりはありません。何があったのかということをも十分説明できる時期、そしてどうしようとしているのかという方向性、具体的には別にして基本的な方向性が説明できる、そういう時期のほうが適切ではないのかという判断をしております。したがって、ぐずぐずするつもりは全くありませんけれども、そういう適切な時期をできるだけ早く設けたいというふうに思っております。市民の皆さん方に対する接し方については、常日ごろ問題が生じるとに指示を行っております。こういうふうには言わなかったとか、そういうのがどちらかといえど多い。しかし、我々が今気をつけなくてはいけないのは、いかに丁寧に説明して理解を求めようとしたとしても、受け手である市民の皆さん方がそう受けとめなかったということであれば、それは何ぼ丁寧に説明したとしても問題があるのではないかと。つまり行政中心に接するのではなくて、市民中心に接すべきであるということは、いろんな問題が生じるとに口を酸っぱくして職員に話しているところであります。しかし、こういう大きなことになっていくときに、本当に市民感覚で判断がなされたのかと、それでは市長はどう具体的にやったのかということが問題になるわけでありまして、今後はそんなことで足りないということもまた十分認識をしなくてはいけないというふうに思います。

市長としては、平素からそういうことをやっていますけれども、この問題について庁議で話したという時期は、先ほど総務部長から話をした庁議においてであります。このときに、かなり踏み込んだ話はしておりますが、これだけではとどまらないというふうに思います。庁議の内容については、持ち帰って部長職が部下職員に直接伝えるということにしてもらっておりますのと、庁内のイントラネットでその要点は全職員に伝わると、伝わらないセクションについては部長を通じて伝えるようにしておりますけれども、果たして真意がどの程度伝わったのかという問題もありますから、これはもう少し伝達方法については考えてみなくてはいけないというふうに思いますのと、もう一つは今職員に直接市長がこういうことについて訴えるということは庁議を通じてしかやっておりませんから、厚生常任委員会における議論、そして今回における議会での議論あるいは報道の状況、市民の皆さん方の考え方、そういうものを総括して、直接職員に訴える機会も早く持ちたいというふうに思っております。

個人情報に関する件であります。プライバシーを隠れみのにしてということも、行政だけでなく国民の中にもそういうことが全くないかといったら、そうではないような気もいたします。余りにも過

剰反応し過ぎるということがあるというふうにも思います。したがって、これも答弁は繰り返しのようになりますけれども、被保護者のプライバシーは重要です。重要であります、これを理由として行政の秘密主義を貫くということは不当だというふうにも思います。したがって、どういう適切なお審議、ご議論をいただくためにどこまで法的に認められていくのか、そのやり方はどうしたらいいのだろうか、これも悩みの種でありますけれども、故意にそれを秘匿していくというつもりはありません。できる限り本題的な法律の趣旨を損ねない情報の公開のあり方ということとは最大限努力しなくてはいけないというふうにも思います。

国への返還は、所管部長からお答えいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 国への返還のご質疑の前に、福祉事務所として、この生活保護の事務をつかさどる立場の長として、今回の詐欺事件を見抜くことができなかったこと、また警察にもご相談を申し上げながら事件が明らかになるまで結果的にこのような時間がかかり、多くの皆さんにご迷惑おかけしていることを先に陳謝させていただきます。まことに申しわけございません。

被害額につきましては、厚生常任委員会でもお話を申し上げておりますけれども、弁護士あるいは道、国とこれからのご相談ということになります。ただ、事件の全容が明らかになってございませんので、その段階、段階での相談ということもございしますが、まずはもう来週にも北海道のほうともまたお話しすることになってございますので、その折に被害額の扱いについてきちっと調査をしてみたいとも思っています。ただ、法に基づくものであれば、不正な事実があれば生活保護法に基づいて本人からその徴収ということはできますけれども、今回介護タクシーのほうの民事的な要素もあります。そういったもので、十分その辺を相談してみたいというふうにも思っています。ただ、生活保護費の国への返還については、一部今後の生活保護費との調整なども国のほうでは考えられているということもありますので、十分調査をした上で対応してみたいというふうにも思っています。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 市長は、何があったのか、どうしようとしているのかが説明できる、そういった段階、適切な時期を検討していくというふうには、できるだけ早く、検証委員会は2カ月をめどにというふうにおっしゃっていますので、新聞発表でもこの2カ月以降ということではなくて、その前にもする予定があるというふうには受けとめていいのかということが1点と、まちづくり懇談会の総括会議があります。当然そこではいろんな話も出てくると思います。厚生常任委員会でもこうした話もしましたけれども、こういった話がまちづくり懇談会の総括会議で出てきた場合には、きちんとそこで対応するものは対応するというふうには受けとめていいのかどうかを伺いたいと思います。

もう一点、やはりはっきりしないのは、法的に認められるのかどうか、できる限りの情報は公開していくということになれば、第三者機関では検証委員会とは別に検証委員会で公開されていたものが第三者委員会、議会も含めて、公開されない部分もあり得るというふうには理解をしたのですが、それでいいのかどうかということと、市長もどういったことをすればすべてを公開してい

けるのかということも検討したいというふうにおっしゃっていました。同じ土壌にならないと、検証というのは100パーセントできないというふうに思うのです。その辺で、どうしたことをすれば可能なのかも含めて、これは研究していただきたいというふうに思っています。

あと、被害額の件ですけれども、国や道との相談となるということはわかるのですけれども、民事的な要素もあると、それで生活保護費との調整もあるというふうにおっしゃっていますが、被害額が確定したら、その被害額そのものの全体が返還ということにはならない可能性があるということなのでしょうか。その辺がちょっとよくわからないのです。被害額が確定したら、その金額の4分の3は調整か何かも含めて国に返還しなければならないという定めがあるのか。そういう定めはなくて、全くこれからそれをどうするかというのは国や道との相談で返還しなくてもいいという場合もあると、それが減額されるという場合もあると、また10年かかってその部分を返還すればいいという場合もあると、そういった定めはないというふうに理解していいのでしょうか。その辺について、制度的なことだと思うので、お伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 12月5日に市民会議を予定しております。市民会議は、滝川市と町連協との共催であります。私としては、市民会議は予定どおりやりたいというふうな希望を持っておりますが、これは町連協さんと相談をさせていただきたいというふうにも思いますし、その会議の運営の仕方にしても相談をしたいというふうに思います。それから、情報の公開についてであります。内部の検証委員会において、どの範囲最大限公開できるのか、公開すると公開の仕方って一体どんなやり方があるのか、ここら辺のことも検証委員会の中でしっかりやらなくてはいけないというふうに思います。と同時に、その場合に保護審査委員会もあるわけでありまして、こちらの保護審査委員会のお考えということも関連してくるというふうに思います。市長が単にぽんと判断できるというものではありませんだけに、そこら辺のことをしっかり検証して、そして法律が保障するプライバシーが侵害されない、しかし事実の究明と対応策がしっかり議論される、そういうところはどこかということを考えながら検証する必要があるというふうに思っております。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 被害額の返還の詳細についてご説明を申し上げます。生活保護法第78条では、不実の申請、その他不正な手段により保護を受け、または他人をして受けさせたものがあるときは、保護費を支弁した都道府県または市町村の長はその費用の全部または一部をその者から徴収することができる、本人に徴収を求めることができるという第78条の規定がございます。また、その部分の国庫負担金の部分でございますが、4分の3は国庫負担金でございますので、まず国庫負担金は毎月執行計画により市のほうに交付がされております。今回のような生活保護法第78条の規定による返還金の調定額、これについては国庫負担金の交付対象から外されるということがございます。そうすると、その額というのは年度末で調整をされるということになります。ですから、結果的には市はその部分を10分の10こうむるということになります。ただし、今回は先ほどもお話を申し上げましたとおり民事的な要素等も絡みますので、そういった意味で弁護士あるいは道、国と十分相談しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 意見だけ述べて、終わりたいと思います。先ほど病院の問題、タッグ計画の問題を話された議員もいました。そういう意味では、本当に大変な時期に今ある。だからこそ、市民の理解を得て進めなければならない、そういう時期に来ているのだと思います。そういう点で、ぜひ市民の理解と協力が得られるような解決を求めて、質疑を終わりたいと思います。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、最後を飾りましてというわけにはいかないのですが、総括的にまとめというようなことございますので、しっかりお答え、再質疑がないような形でぜひお願いをしたいと思っております。

4点ほどございますが、その第1点は、ただいまの窪之内議員のことにも関連するのですが、私はたまたま厚生常任委員会でございまして、昨年はまたいじめ自殺のときにはちょうど総務文教常任委員会なのでありますが、どうもこの辺が情報公開のところが極めて滝川市に問題があるのではないか。類似点をちょっと挙げてみたいと思うのでありますが、そういう事件が起きたときの最初の委員会、こういうときに、昨年も私たちは遺書でないかと、それを公開しなさいと言ったのですが、ただのお手紙でございます、ごく普通のことが書かれてあります、こういうような隠ぺいでございます。最後に出されたら、びっくり仰天であります。市長への報告は、極めて遅かった。これも昨年の事件とことしの事件と本当に類似であります。そして、事件性のものを最初は事故というような、そういう表現をされていまして。こういうところに極めて類似点があるわけですが、そこでプライバシーということで、この前の厚生常任委員会では何回も言っているのですが、今の情報公開とかプライバシーの保護、これは基本的人権といって、憲法まで返らなければいけないのであります。憲法には、基本的人権の尊重というのは国民の3大権利の1つなのであります。だから、尊重されるといときは、しっかりと公共の福祉に反しない限りなのであります。

ところが、今回の場合こういうようなことになると、もう完全に公共の福祉に反したであろうという行為、そういう容疑者であります。その容疑者の名前こそ、むしろ必要ないかもしれませんが、しかし、市民の皆さんが一番問題にしているのは、どうしてこんなに多額のものを。だから、どんな病気でどんな病院にかかって、そしてその月によって31日びっしり通った。時には夜間も通ったそうです。だから、32回の月もあったと。これを市民が聞くと、もうびっくり仰天であります。だから、名前の公表やらそういうものより、むしろ市民にとってはどうしてそんなことが起きたのかということでの病院名、病名、こういうものは極めて公共の福祉に反した行為であるわけですから、これをしっかりと市民に伝えなかったら、もう怒りがおさまらないという状態になって、天井裏のネズミまで大変怒っているぞと、私にこういうことの電話でございます。こういうことで、情報開示がどこか誤解されるような、情報公開を逆手に変なことになって誤解されるような、そういう情報公開はなかったのか。もう一回申し上げます。被疑者の名前は、市民にとってだれであっても、2億数千万円の詐欺であろうとする、そういう内容が大事なのであります。だから、それをしっかりと押さえなかったら、情報公開をただプライバシーの保護とやらで公共の福祉に反したも

のまで保護していて、市民にはさっぱりわからん、こういうようなことのないような形で、もう一度最後にはっきりと市民がわかるような、こういうご答弁を願いたいと思うわけであります。

次、今までの議員さん方で出てこなかった問題、議会は何やっているのか、これは市民の大きな問題なのであります。あなた方もやっぱり市役所と一緒に何もチェックされていないのでないかと、こういうことがございますから、しっかりこれはただしたいと思うわけであります。午前中、9月7日に市長は保健福祉部長から詳細な文書の報告をいただいた、こういうことでございますが、まさに9月議会が始まろうとしている、そういう前だったのです。そこで、この9月の決算委員会に隠ぺいしたのではないかと、こういうふうなことを質疑したいと思うわけであります。第1決算審査特別委員会で部長が最初に説明するのは、一般的には50万円以上の不用額、これを説明されるわけであります。その慣例は、認めます。しかし、市民にとっては決算委員会でわからぬのかと、こうなるのですが、こんな異常な支出を隠ぺいしたのではないかと、議会には数字だけ変えて決算書を提出したことは余りにもお役所仕事ではないですか。ここをしっかりと、議会をないがしろにしたのではないかとということで、具体的にそれではお聞き申し上げます。

それは、第1決算審査特別委員会におきまして、ちょうど生活保護費のところを私はこういうふうにご質疑したのであります。12億4,194万8,406円のこの生活保護費は、17年度から比較しても1億3,000万円程度も増加しています。本当に困って申請しているはずですが、事情が好転してももらい続け、隣近所から遊んで、もらっていると、こういうふうに苦情が多いのであります。実態はいかがですかと、こういう質疑をしたのでありますから、こんな大支出をしている、異常な支出をしているのは、議会のチェックはこれだけだったのですが、せめてそのときに実は1億3,000万円ふえたのはこういうふうにして介護タクシーを余分に支出したのだと、こういうふうにして言ってもらえば議会だってわかるわけです。数字だけ並べて、1億3,000万円程度多くなっていると言っても、その多くなった理由は何ら説明されていないわけであります。ですから、こういう意味で、議会何やっているのだと言ったって、数字だけただ決算書に並べたってわかるわけがないわけなのです。その説明をしっかりと私は求めているのです。求めているのに答弁がなければ、どうやって使ったのかはわからないわけであります。今後のためにも、ぜひこころをしっかりと反省していただいて、ご答弁をいただきたいと思うわけであります。

3点目ですが、生活保護法の第28条につきましてお尋ねしたいと思うわけであります。午前中もさまざま反省はありました。謝罪もありました。陳謝も行ったわけでありますが、生活保護法第28条にしっかり基づいて、最後は副市長から市長までが生活保護法第28条をしっかりと実践すればこんなことが起きなかったのではないかと、こういうことをちょっとお尋ねしたいと思うわけであります。市長は、記者会見で制度上の問題はないというようなことで述べたそうでありますが、しかし私や後ろの多くの市民の皆さん、これは生活保護法第28条の趣旨に照らして制度を運用する役所が制度の程度とか頻度あるいは請求額の判断を間違うと、とんでもない今回のような事態になるということでしたしたいと思うわけであります。それでは、少し早口ですが、生活保護法の第28条の趣旨は、滝川市は保護の決定または実施のため必要があるときは、要保護者、つまり片倉容疑者の資産状況、健康状態、その他の事項を調査するために住居に立ち入りができる、こういう

ことなのですが、昨日判明した事実は、3月12日に札幌を転出しました。午前中も出ていたが、次の日にはもう滝川で認定されて、支払う準備がなされている。その領収書がやっときのう出てきたのでありますが、こんなことでは生活保護法第28条でしっかりと立入調査までしてと言っているものが札幌を出て次の日に認定されるような、こういうことではその法を全く、市長以下不誠実な執行の方法でないかと思うわけであります。病状については、こういうことになっています。滝川市の指定する医師もしくは歯科医師、この検診を受けるべき旨を命ずることができるわけであります。この2つの方針をその当事者が拒んだり妨げたり忌避したり医師の検診の命令に従わないときは、保護の変更、停止、廃止、しっかりとこういうふうにするわけであります。ここで重要なのは、容疑者2人は病気で働けない、こういうことは理解しますが、資産状況や生活状態の調査が不十分で、報道のように生活が派手になったのは不正受給が行われて大金が手に入ったからでしょうが、こういうチェックは極めて問題だと思うわけであります。これは、途中の立入検査や実態調査ということですが、何せ3月12日、札幌を退出して、次の日には滝川へ来られて申請をした。それは、受理されている。午前中もあったとおりであります。こんなことでは、生活保護法の第28条は全く滝川市では不誠実な執行方法であったと、こういうようなことで言われても仕方ないのではないのでしょうか。この辺をしっかりとしなければ、札幌の医師の指示ということで、そればかりを重要視して、問題は実施機関の病院あるいは医療機関というのですから、滝川市立病院の医師の検診というのか、その意見が極めて大事なのでありますが、そこところが極めてあいまいになってしまって、結局は滝川市として生活保護法の第28条に全く違反したような、そういう内容の弱腰の姿、これが明らかになっているのでないかなと思いますので、3点目についてはしっかりと生活保護法第28条を誠実にやっているかどうか、やっていますならやっていますと、こういうふうにして、それが不十分だったなら不十分だったと、こういう反省をしっかりとお願いしたいと思います。

最後にまいります。結論的には、午前中の荒木議員の質疑にもありましたが、滝川市の生活保護事務処理上、適正な事務処理だと、こういうようなことを言っておられたのですが、きょうの段階で市長は完全にそれを撤回をするということでもいいのかどうか、確かめたいと思います。それは、11月20日、この事件で最初の厚生常任委員会において、担当部長は市としては適正な事務処理だ、制度上の瑕疵はなかった、落ち度はなかったと、こう言っております。適正な価格だと思ったと。それから、被疑者が住所を変えて受給したのは150万円のことであり、その被害届の分が違法行為だと、こう言っていたのでありますが、もうすっかり事情は変わったと思います。ですから、この変更をしっかりと今述べていただきたいと思います。そして、次の日の21日、この件で2回目の厚生常任委員会で副市長が初めて出席されました。そこで、副市長は一転して謝罪したのです。それは、大変よかったと思います。しかし、移送費としては正当と言っていたわけであります。だから、これも移送費はずっと極めて問題があるというようなことで、厚生常任委員会で認定はされたものの、本会議におきまして副市長の口から移送費として正当だというようなことで11月21日に述べていたけれども、やっぱり移送費として極めて問題が多いと、全額かどうかはわからないにしても、150万円ではないと、こういうように市民向けにきょうはしっかりと最後にまとめて

言っていたかなければ、今まで言ってきたことは、ただ言ってきた。確かに陳謝したとか訂正したとかと言っていますが、こういう具体的な事柄でしっかりと市民の皆さん方に説明してもらわなければ、市議会何やっているのだ、市会議員がこんなにおるのに、あなた方どうしているのだと、こういうようなことになるわけでありますから。

以上で終わるのですが、先ほどのプライバシー、情報公開に関連しまして、私は病院名ぐらいは公表しなさいと言っておったのですが、昨日になって札幌市はマスコミ向けに病院の名前をしっかりと公表しています。それで、滝川市も公表というようなことになるのかならぬのかは今後の問題でしょう。こういうふうにして市町村によって違ってもいいのです。違っていいのですが、私は当然最初申し上げたように札幌ではしっかりと病院名を公表していると、こういうことをこの場で申し上げたいと。

もう一つは、黒塗りということで先ほど窪之内議員も言っておりましたが、実物を示したいと思えます。お見積書ということなのですが、何月何日のお見積りなのか、だれが出したものなのか、全部黒塗りであります。そして、だれが請求したのか、そういうことも……

（「違う資料提出されていたでしょう」と言う声あり）

○渡辺議員 だから、それはそれ、こういう資料もあるということで、静かにしてください。福祉課、高田という印鑑、こういうものを、撤回とは言っても、撤回すれば物事はいいというものではないのであります。こういうものを議会に示しているということでもあります。だから、議員何やっているのだと言われたって、こういう黒塗りで、だれがどこで出したのか、日付までない。日付がなくて、私たちがどんなチェックできますか。撤回はいいです。当然なのです。これが公開の実態だということで、情報公開の実態、そういう実態があるということで最初の質疑のところの参考までに申し上げて、しっかりとご答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議 長 本間議員。

○本間議員 ただいまのは、昨日の正式な会議の冒頭に差しかえられているものでありまして、それは正式な書類ではないと。そのほかに書類が存在するものであって、そこを追及するのはおかしいと思えますし、そのことについては渡辺議員にその発言を撤回していただくことが正しいのではないかと思います。

○議 長 渡辺議員、その書類は、私も昨日の会議には出ておりますが、撤回をして、新しい資料が来たものでありますし、厚生常任委員会では委員だけに配付をされたものでございまして、余り公の席に出さないという状況の中でということもございました。でも、結果的には差しかえをしたものでありますから、それについての資料でのご質疑はご遠慮いただきたい。

○渡辺議員 それでは、ただいまのを撤回して、その他のものも大変黒塗りが多くて全くわけがわからぬという資料が大変多かったと、こういうふうに言い直します。

以上。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 情報公開についてであります。先ほど来もご答弁申し上げているわけでありましてけれども、個人情報の保護というのはその法の精神に照らしてしっかりと守らなくてははいけませんけれ

ども、しかしそれが犯罪の原因になったり、そして審議や調査の根幹にかかわることであって、それがゆえに審議、調査が進まないというのはある意味では秘密主義と言われてもしょうがないというふうにも思いますから、そのあたりのバランスということをよく考えなくてはいけないというふうにも思います。それは、滝川市の条例の読み方と同時に、個人情報保護法という法律の精神、そしてこういうプライバシーがある意味ではゆがめられることによって生じてくる問題、そういうことをよく考えながら情報については最大限公開できるものは公開すると、そういう姿勢は崩さないつもりでおります。

9月の段階で、なぜ議会にこういうことがあるということの説明しなかったのかということであります。犯罪と、それから行政の行為と、今にしてみれば分けて物事を考えることが早い問題解決になったというふうに思っておりますけれども、このときは犯罪捜査が進んでいる時期であります。それだけに、それが隠ぺいというのだということかもしれませんけれども、それだけに犯罪捜査に影響を及ぼすということも一部心の中に私自身はありました。そしてまた、特別委員会、私自身は出ておりませんから、渡辺議員の質疑に対してどういう印象を持ち得たのか、私の感想はありませんけれども、職員もそういう思いがあったのではないかとこのように思います。

立入調査権、しばしば訪問していた、いないことも多かったということはこの問題が明らかになってから主として聞きましたけれども、その扱いが最大の努力を行ったのかどうかということについては、やっぱり疑義が残るところであります。それがこの問題解決の着手を手おくれにしたという事実も否認できないというふうに思います。直ちに保護決定をしたという疑惑も当然の話だというふうに思います。したがって、私は、そういう保護決定段階においてそれが適切だったのかどうか、その決定の事由は何なのか、そして実行過程においてさまざまなチェック機能が働いたのかどうかと、こういうことを含めて検証委員会ではしっかりやる、そういうつもりでおりますし、そういうことを、私も検証委員会自体にはすべて出席するつもりでおりますけれども、第1回目の委員会においてもお願いしたところであります。

制度上の問題がないということは、私はこれまで一度も申し上げてきたことはございません。制度上の問題はないという報告を受けているということは、記者会見でも申し上げました。しかし、記者会見の折も、きょう議会でご報告を申し上げたことも一般常識とはかけ離れた、そういう生活保護費が長期にわたって支払い続けられたと、こういうことについては、どこに問題があったのかということをしかり調査をして、その対応を図っていく必要があるということは申し上げております。したがって、そういう立場に立って今後ともしかりやりたいというふうに思っております。

○議 長 副市長。

○副市長 2回目の厚生常任委員会で私のほうから、起きたこと自体が問題であるということで陳謝をさせていただきました。私として答弁申し上げたことも含めて、私がいつ知ったのか、その指示はどうだったのかということを中心に私のほうで答弁させていただきましたけれども、具体的数字は福祉事務所長以下でお答えしたと思っております。ただ、今後私の責任も含めながら、その数字の検証も含めながら検証委員会で検証させていただくようなことになるということだと思っております。

ます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、質疑のほうはそれぞれ答弁のほうが今までの反省に基づいてのお二人の答弁でございましたので、質疑のほうは終わりますが、いずれにいたしましてもこういう大事件の議会とのかかわり合い、これをしっかりしなければ、検証委員会とかそういうものをいろいろとやられるそうですが、私たちというか、議会には、必ず議会というチェックはどうなっているか、これを第一義的に市民から必ずそう求められますから、この関係をしっかりと議会にいろいろなことを求めると、こういう態度のほうをしっかりと堅持していただければよろしくお願ひしたいと思って、以上質疑を終わります。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 日本共産党の酒井隆裕でございます。既に全会派代表の議員、そして会派無所属議員の方から質疑、また同僚議員からの質疑からもありましたので、私からは簡潔に最後に質疑したいと思います。

まず、国、道への報告についてお伺い申し上げます。国や道への報告についてどのように行うつもりであるのかお伺い申し上げます。北海道は、滝川市に対して既に特別監査を実施しております。講評については後日示されることになるというふうに思いますけれども、特に国からは北海道と滝川市が呼ばれていると聞いております。市長として国や道にいつ、何を報告していくおつもりであるのか、お伺い申し上げます。

次に、市長としての賠償について伺います。今後住民監査請求等が行われれば、返還の必要性が生じる可能性もございます。こうした賠償責任について、市長はどのようにお考えか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 今福祉事務所において特別監査が入り、その結果は北海道は国と相談することもあるようでありますから、その結果文書において監査結果を知らせるということであります。手続的にどういうふうにするのかというのは、福祉事務所において行っていただかなくてはなりませんし、国への対応も、相談は実務的に進めてほしいというふうに思いますが、市長として国や北海道に報告をする、どういう場面においてどういう報告が必要であるのかということについては、市長として今後判断していかなくてはならないことだというふうに思います。その前段として、実務的に福祉事務所において相談をさせているところであります。

市長の賠償責任ということでもありますけれども、大きく2つに分けての説明に責任があるというふうに私は申し上げました。その両面において、責任を逃れるつもりは全くありません。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 まず、国や道への報告でございますけれども、市長において判断していくところがあればというようなご答弁でございましたけれども、まずこうした問題について滝川市だけで解決していくような問題ではないことは明らかであります。その点からいえば、国や道とも当然協議していかなければならない問題であります。同時に、容疑者が前に住んでいた札幌市の福祉事務所等とも連携をとったりしていく必要は私はあるのではないかとこのように思っております。そういう点

からして、国から道と滝川が呼ばれるという非常に大変な事態であるというふうに思っております。そうしたところで、滝川市としてしっかりと説明責任を果たしていただきたいなど、それが国民と滝川市民に対する責任のあり方ではないかなというふうに思っております。

2番目の市長としての賠償責任についてでありますけれども、先ほどのご説明では市長としての責任について逃れるつもりはないというようなご答弁でございましたけれども、一般的な責任をこの場でお伺いしているわけではありません。具体的に滝川市として手続上の瑕疵があり、その結果市民に対して損害を与えたということであれば、先ほど窪之内議員のほうから国への返還請求についてのご質疑がございましたけれども、それと別に、例えば住民からの住民代表訴訟などによって市長または副市長などに損害賠償請求が来ないとも限らない問題であります。瑕疵の面からいえば、昨日の厚生常任委員会ではそれまで4月からタクシー代を支給していたということが3月から既に領収書で払われていたということが言われておりました。3月から支払われていた120万円、これは領収書払いでありますから、120万円をその方が払ったということが必要になるわけです。しかし、どう考えても生活保護受給者の方が120万円をその場で払えるということはありません。言ってみればこの領収書は、昨日委員、また委員外議員に渡された領収書は、空領収書を滝川市が受け取ったということを示しているのではないかと思います。その点からいえば、滝川市の過失、そして手続上の瑕疵は明白であります。そうした中、責任を持つ滝川市長として、こうした賠償責任について改めてどのようにお考えなのかお伺い申し上げます。

○議長 市長。

○市長 私は、ご質疑の趣旨にさきの質疑も含めてお答えしたつもりであります。なぜこんなに巨額な一般常識と異なるような生活保護費が長期にわたって支払われたのか、その上で行政的な処分に瑕疵がなかったのかどうか、瑕疵があるとすればどんな瑕疵があったのか、そういうことをしっかり一つ一つ点検する必要がある。そして、行政処分、そのことに対する市長としての最終責任は任じなくては行けない。と同時に、犯罪が行われて、そして金銭的な被害を受ける、この被害への対応をどうしていくのかと。それは、法律に基づいてさまざまなことが考えられるというふうに思いますけれども、市長としてこの部分に対しての市長の責任も逃れるつもりはないというふうに両面で申し上げているところであります。それは、酒井議員のご質疑の趣旨どおりにお答えしたつもりであります。

○議長 先ほどの渡辺議員の質疑内容であります。渡辺議員がちょっと間違った解釈をされている部分がございます。その部分につきまして保健福祉部長からお話をさせていただきたいという申し出がありましたので、それを許します。保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほど渡辺議員さんのご質疑の中に、生活保護の今回のケースの申請、そして即開始というなお話がありました。昨日の厚生常任委員会でもお話を申し上げましたが、申請は3月の13日に行われておまして、3月の22日まで居宅訪問等調査を行った上で22日のケース会議にかけて、その折に決定をしたということで、即日ではございませんので、発言のご訂正をお願いいたします。

○議長 市長 渡辺議員、ご了解いただけましたか。

○渡辺議員 はい。それは、10日後にと訂正を願います。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号 専決処分について(損害賠償額の決定)

○議 長 日程第4、報告第1号 専決処分について(損害賠償額の決定)を議題といたします。説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました報告第1号 専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。

専決事項につきましては、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございます。

事故発生日時につきましては、平成19年6月11日午後10時40分ころで、事故発生場所につきましては、栄町2丁目6番地先、ベルロードの願成寺近くの車道上でございます。

相手方につきましては、旭川市台場2条3丁目4番10号、湊勝則氏であります。

損害賠償額につきましては、18万4,212円。なお、賠償につきましては、加入しております全国市長会の損害保険で全額補償となるところでございます。

事故の原因でございますが、当日は滝川神社春季例大祭の後片づけを午後10時から職員5名が出て作業を開始いたしました。その際、貸し出ししておりました机、いす、交通規制のためのバリケードなどを公用車両のトラックに積み込みながら移動したところでございますけれども、トラックの後部扉を開放固定したまま徐行運転中、露店屋台の上部屋根持ち出し部分に後部扉が接触いたしまして、当該屋台のフレーム及び屋根飾り幕に損害を与えたものでございます。

専決処分年月日につきましては、平成19年11月20日であります。

今回の事故につきましては、作業を早く終わらそうというあせりが原因で、深く反省しているところでございます。ふだんから周囲の状況を確認して運転するよう指導徹底していたにもかかわらず起こした事故で、人身事故にもつながる可能性もあることから、事故を重大に受けとめ、再発防止策として車両誘導人員の配置を徹底したところでございます。

なお、今回の専決処分の報告がおくれましたが、この理由につきましては屋根飾り幕が特殊なもので、その製作がおくれたことに加えまして、補償保険の手続のやりとりに時間がかかり、損害賠償額の決定がおくれたことによるものであります。

以上、専決処分の内容について報告させていただきましたけれども、今後このようなことのないよう細心の注意を払って事故防止に努めてまいります。大変申しわけございませんでした。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第5 報告第2号 専決処分について（調停の申立て等）

○議 長 日程第5、報告第2号 専決処分について（調停の申立て等）を議題といたします。  
説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長 ただいま上程されました報告第2号の専決処分についてご報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する調停の申し立て等であり  
ます。

相手方は、滝川市滝の川町東2丁目16番4号、滝の川団地4033号に入居しております篠塚  
敏樹さんでございます。

申し立ての趣旨は、相手方が市営住宅の家賃を滞納していることから、再三にわたりその支払い  
の催促を行ってまいりましたが、履行されなかったため、当該市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の  
支払いの請求の申し立て等をするものであります。

追行の方針ですが、調停において目的を達することができないときは、裁判所に市営住宅の明け  
渡し及び滞納家賃の支払いに関する訴えを提起するものであります。調停において必要があるとき  
は適当と認められる条件で和解に応じますが、和解がされてもその内容が実行されないときは、裁  
判所へ訴えを提起することとしております。

専決処分年月日は、平成19年10月19日でございます。

以上をもちまして報告第2号の説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第6 報告第3号 専決処分について（調停の申立て等）

○議 長 日程第6、報告第3号 専決処分について（調停の申立て等）を議題といたします。  
説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長 ただいま上程されました報告第3号の専決処分についてご報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、  
同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する調停の申し立て等であり  
ます。

相手方は、滝川市滝の川町東2丁目13番1号、滝の川団地4008号に入居しております佐藤  
めぐみさんでございます。

申し立ての趣旨は、相手方が市営住宅の家賃を滞納していることから、再三にわたりその支払い  
の請求を行ってまいりましたが、履行されなかったため、当該市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の  
支払いの請求の申し立て等をするものであります。

追行の方針ですが、調停において目的を達することができないときは、裁判所に市営住宅の明け  
渡し及び滞納家賃の支払いに関する訴えを提起するものであります。調停において必要があるとき  
は適当と認められる条件で和解に応じますが、和解がされてもその内容が実行されないときは、裁  
判所へ訴えを提起することとしております。

専決年月日は、平成19年10月29日でございます。

以上をもちまして報告第3号の説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は報告済みといたします。

#### ◎日程第7 議案第1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算(第5号)

○議 長 日程第7、議案第1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算(第5号)を議題とい  
たします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副 市 長 議案第1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、滝川市耐震改修促進計画策定に係る事業費及び義務教育施設、滝川西高等学校に  
係る耐震診断業務の事業費の確定に伴う歳入歳出の減額と、まだ耐震診断を実施していない公共施  
設のうち、災害時の避難拠点施設となり得る施設などについて耐震診断を前倒しして行うための歳  
入歳出の増額を補正したいとするものです。今年度中に実施する耐震診断については、国庫補助金  
の採択が確実であることを踏まえつつ、工期も踏まえつつ、安心と安全の観点から、可能な限り早  
期に耐震診断を実施したいことから、今臨時会において提案するものであります。効率的な予算執  
行の観点から、義務教育施設等の事業費確定分の減額補正を同時提案するものでございます。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額からそれぞれ2,850万7,0  
00円を減額し、予算の総額を204億4,565万2,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと

思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。2款1項8目福祉会館費、補正額500万円の増額につきましては、新たに総合福祉センターについて耐震診断を実施したいとするものでございます。

3款2項2目保育所費、補正額380万円の増額につきましては、新たに二の坂保育所と中央保育所について耐震診断を実施したいとするものでございます。

6款1項5目農業施設費、補正額460万円の増額につきましては、新たに農村環境改善センターについて耐震診断を実施したいとするものでございます。

8款5項1目住宅管理費、補正額224万6,000円の減額につきましては、滝川市耐震改修促進計画策定に係る事業費の確定に伴う補正でございます。

次のページをお開きください。10款3項小学校費、1目学校管理費、補正額2,918万2,000円の減額につきましては、今年度耐震診断を実施した5校に係る事業費の確定に係る補正でございます。内訳について申し上げますと、滝川第一小学校271万1,000円の減、滝川第二小学校862万6,000円の減、西小学校391万6,000円の減、東栄小学校798万8,000円の減、東小学校594万1,000円の減となっております。

10款4項中学校費、1目学校管理費、補正額1,440万円の減額につきましては、今年度耐震診断を実施した3校に係る事業費の確定に伴う補正でございます。内訳について申し上げますと、江陵中学校625万1,000円の減、開西中学校649万4,000円の減、江部乙中学校165万5,000円の減となっております。

10款5項高等学校費、1目学校管理費、補正額187万9,000円の減額につきましては、西高等学校の耐震診断に係る事業費の確定に伴う補正でございます。

10款7項6目図書館費、補正額280万円の増額につきましては、新たに図書館について耐震診断を実施したいとするものでございます。

10款8項3目体育施設費、補正額300万円の増額につきましては、新たに滝川市青年体育センターについて耐震診断を実施したいとするものでございます。

以上、歳出合計で2,850万7,000円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。11款1項1目地方交付税61万1,000円の減は、補正により減額となった一般財源を普通交付税で調整したいとするものでございます。

15款2項1目民生費補助金139万9,000円の増、15款2項2目土木費補助金112万3,000円の減、15款2項3目教育費補助金870万9,000円の減、15款2項6目総務費補助金245万4,000の増、15款2項7目農林業費補助金191万3,000円の増は、いずれも歳出関連でございます。

次のページをお開きください。19款2項1目基金繰入金2,383万円の減は、歳出関連であり、事業費確定による基金繰入金の整理及び新規実施事業に対する基金繰入金の計上によるものでございます。

以上、歳入合計で2,850万7,000円の減額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。本間議員。

○本間議員 簡単な確認になりますけれども、今回補助金が早期確定したということと不用額が出たということの中で、前倒しでやられることには敬意を表するところであります。ただ、施設の選定ということもありますし、今後のスケジュールというか、今後の考え方です。たくさんの人数が入る、そうした施設もまだ残っているわけでありまして、その辺の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長 長 建築住宅課長。

○建築住宅課長 ただいまの質疑でございますが、今後耐震改修が必要な施設は、避難施設を含めまして28施設あります。それで、耐震診断が終わったものは、13施設ございます。今回予定しているものが6施設で、来年度以降行う予定のものが9施設あります。来年度以降行うものにつきましては、今後避難施設も含めまして協議しながら順番等を決めていく予定でございます。

以上です。

○本間議員 わかりましたが、順序だとか収容人数の関係だとか、プライオリティーを十分考えられて進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長 長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成19年第3回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時19分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員